

ラオス  
知的財産法

2017年12月12日改正

目次

第 I 編 総則

- 第 1 条 (改訂) 目的
- 第 2 条 知的財産
- 第 3 条 (改訂) 定義
- 第 4 条 知的財産に関する国家政策
- 第 5 条 (改訂) 知的財産に関する基本原則
- 第 6 条 (改訂) 本法の適用範囲
- 第 7 条 (改訂) 国際協力

第 II 編 知的財産

- 第 8 条 知的財産の枠組
- 第 9 条 (改訂) 産業財産
- 第 10 条 植物新品種
- 第 11 条 著作権及び著作隣接権

第 III 編 産業財産

第 1 章 産業財産の要件

- 第 12 条 (改訂) 登録証を受けられる産業財産
- 第 13 条 (改訂) 特許の適格性要件
- 第 14 条 (改訂) 小特許の適格性要件
- 第 15 条 (改訂) 意匠証明書の適格性要件
- 第 16 条 (改訂) 商標証明書の適格性要件
- 第 17 条 (改訂) 集積回路配置証明書の適格性要件
- 第 18 条 (改訂) 地理的表示証明書の適格性要件
- 第 19 条 商号
- 第 20 条 (改訂) 営業秘密

第 2 章 保護を受けられない産業財産

- 第 21 条 (改訂) 特許又は小特許を受けられない発明又は実用新案
- 第 22 条 意匠登録を受けられない意匠
- 第 23 条 (改訂) 商標登録を受けられない標章
- 第 24 条 集積回路配置の登録を受けられないもの
- 第 25 条 (改訂) 登録を受けられない地理的表示

### 第3章 産業財産の保護

- 第26条 (改訂) 産業財産の保護を受けられる者
- 第27条 (改訂) 出願
- 第28条 (改訂) 出願の検討の原則
- 第29条 (改訂) 優先日
- 第30条 (改訂) 博覧会における発明, 実用新案, 意匠及び商標の仮保護
- 第31条 (改訂) 特許又は小特許の出願
- 第32条 (改訂) 意匠登録を求める出願
- 第33条 (改訂) 商標登録を求める出願
- 第34条 (改訂) 集積回路配置の登録を求める出願
- 第35条 (改訂) 地理的表示の登録を求める出願
- 第36条 追加的情報の提供
- 第37条 出願に使用される言語
- 第38条 (改訂) 産業財産登録出願の方式審査
- 第39条 (改訂) 産業財産出願の公告
- 第40条 (改訂) 産業財産出願の実体審査
- 第41条 (改訂) 産業財産出願の実体審査を実施するための請求
- 第42条 (改訂) 出願の補正及び分割
- 第43条 (改訂) 産業財産出願の放棄
- 第44条 (改訂) 登録
- 第45条 (改訂) 産業財産権の消滅

### 第4章 産業財産権所有者

- 第46条 産業財産権所有者
- 第47条 (改訂) 産業財産権所有者の権利

### 第5章 産業財産の保護期間

- 第48条 (改訂) 特許の保護期間
- 第49条 (改訂) 小特許の保護期間
- 第50条 (改訂) 意匠の保護期間
- 第51条 (改訂) 商標の保護期間
- 第52条 (改訂) 集積回路配置の保護期間
- 第53条 (改訂) 地理的表示の保護期間
- 第54条 (新規) 商号の保護期間
- 第55条 営業秘密の保護期間

### 第6章 産業財産所有者の権利及び義務

- 第56条 特許及び小特許所有者の権利
- 第57条 意匠権者の権利
- 第58条 商標所有者の権利

- 第 59 条 集積回路配置所有者の権利
- 第 60 条 (改訂) 地理的表示登録所有者の権利
- 第 61 条 営業秘密の所有者の権利
- 第 62 条 検査その他のデータの保護
- 第 63 条 産業財産所有者の義務

#### 第 7 章 産業財産にかかる権利の制限

- 第 64 条 特許又は小特許所有者の許可を得ない活用の認可
- 第 65 条 商標の不使用
- 第 66 条 集積回路の配置に関する条件
- 第 67 条 (改訂) 地理的表示の活用

### 第 IV 編 植物新品種

#### 第 1 章 植物新品種の要件

- 第 68 条 属及び種
- 第 69 条 (改訂) 植物新品種の登録要件
- 第 70 条 (改訂) 新規性
- 第 71 条 (改訂) 区別性
- 第 72 条 均一性
- 第 73 条 安定性
- 第 74 条 (改訂) 品種の名称

#### 第 2 章 植物新品種の登録

- 第 75 条 出願適格性
- 第 76 条 (改訂) 優先日
- 第 77 条 登録出願
- 第 78 条 (新規) 植物新品種登録出願の審査
- 第 79 条 (新規) 植物新品種登録の公告
- 第 80 条 (改訂) 植物新品種登録出願の実体審査
- 第 81 条 (新規) 登録

#### 第 3 章 植物新品種所有者の権利及び義務

- 第 82 条 (改訂) 植物新品種所有者の権利
- 第 83 条 (改訂) 植物新品種の保護期間
- 第 84 条 仮保護
- 第 85 条 植物新品種所有者の義務

#### 第 4 章 植物新品種に関する例外及び制限

- 第 86 条 (改訂) 育成者権の例外
- 第 87 条 育成者権の消尽

第 88 条 (改訂) 商業を規制する措置

第 89 条 (改訂) 育成者権の無効

第 90 条 育成者権の取消

第 91 条 (改訂) 公益に基づく制限

## 第 V 編 著作権及び著作隣接権

### 第 1 章 著作権の保護

第 92 条 保護に適格の作品

第 93 条 二次的著作物

第 94 条 著作権保護に非適格なもの

### 第 2 章 著作隣接権の保護

第 95 条 (改訂) 著作隣接権の保護に適格な者

第 96 条 (改訂) 著作隣接権の保護適格性

### 第 3 章 著作権又は著作隣接権の通知

第 97 条 著作権又は著作隣接権の通知

第 98 条 著作権又は著作隣接権通知の記録

### 第 4 章 著作権所有者

第 99 条 著作権所有者

第 100 条 実演又は映画作品への創造的貢献者

第 101 条 著作者人格権

第 102 条 経済的権利

第 103 条 著作者人格権及び経済的権利の侵害

第 104 条 コンピュータープログラム及びデータ編集に関する著作権

第 105 条 伝統的文学及び芸術作品

### 第 5 章 著作隣接権所有者

第 106 条 著作隣接権所有者

第 107 条 実演者の著作者人格権

第 108 条 実演者の経済的権利

第 109 条 録音体制作者の権利

第 110 条 実演者及び録音体制作者の報酬を受ける権利

第 111 条 (改訂) 放送事業者及び放送組織

第 112 条 著作隣接権の侵害

### 第 6 章 著作権及び著作隣接権の保護期間

第 113 条 著作権保護の存続期間

第 114 条 (改訂) 著作隣接権保護の存続期間

第7章 著作権及び著作隣接権の制限及び義務  
第115条 (改訂) 公正な使用に合致する行為  
第116条 著作隣接権の制限及び例外  
第117条 著作権及び著作隣接権所有者の義務

## 第8章 集団管理組織

第118条 (改訂) 集団管理組織  
第119条 (改訂) 集団管理組織の役割  
第120条 (改訂) 集団管理組織の権利及び義務

## 第VI編 知的財産の侵害及び不正競争

### 第1章 知的財産の侵害

第121条 産業財産権の侵害  
第122条 (改訂) 植物新品種権の侵害  
第123条 著作権及び著作隣接権の侵害

### 第2章 不正競争

第124条 不正競争  
第125条 商標偽造行為  
第126条 著作権侵害

## 第VII編 紛争解決, 裁判及び措置

### 第1章 紛争解決の方式

第127条 紛争解決の方式  
第128条 和解  
第129条 調停  
第130条 (改訂) 行政救済  
第131条 国境における知的財産紛争に係る行政救済  
第132条 経済紛争解決委員会による救済  
第133条 人民裁判所への訴訟提起  
第134条 国際紛争解決

### 第2章 裁判手続及び執行

第135条 知的財産権侵害に関する裁判手続  
第136条 (改訂) 原告  
第137条 知的財産侵害に関する人民裁判所の管轄権  
第138条 知的財産手続における特別の証拠  
第139条 (改訂) 無効及び取消

- 第 140 条 民事執行にかかる救済
- 第 141 条 損害賠償の査定
- 第 142 条 情報にかかる権利
- 第 143 条 被告への補償
- 第 144 条 暫定措置
- 第 145 条 暫定措置申請の要件
- 第 146 条 被告不聴聞の暫定措置
- 第 147 条 暫定措置の審査
- 第 148 条 (改訂) 知的財産にかかる刑事犯罪

## 第 VIII 編 管理及び検査

### 第 1 章 管理

- 第 149 条 (改訂) 知的財産行政機関
- 第 150 条 (改訂) 科学技術省の権利及び義務
- 第 151 条 (改訂) 地方・首都ビエンチャンの科学技術局の権利及び義務
- 第 152 条 (新規) 地域・地方自治体の科学技術部局の権利及び義務
- 第 153 条 (新規) 関係部門又は地方行政機関の権利及び義務
- 第 154 条 (改訂) 知的財産活動について責任を負う公務員に対する禁止事項

### 第 2 章 検査

- 第 155 条 (改訂) 知的財産検査機関
- 第 156 条 検査機関の権利及び義務
- 第 157 条 知的財産検査の方式
- 第 158 条 (改訂) 国境検問所における知的財産検査
- 第 159 条 他の機関による検査

## 第 IX 編 賞罰

- 第 160 条 授賞方針
- 第 161 条 発明者及び創作者にかかる方針
- 第 162 条 違反者に対する措置
- 第 162 条 教育又は警告措置
- 第 164 条 (改訂) 懲戒措置
- 第 165 条 (改訂) 罰金
- 第 166 条 民事措置
- 第 167 条 (改訂) 刑事措置
- 第 168 条 追加措置

## 第 X 編 最終規定

- 第 169 条 施行
- 第 170 条 施行

## 第 I 編 総則

### 第 1 条 (改訂) 目的

本法は、市場に基づく経済機構に従って、貿易、投資及び競争力を効果的かつ効率的に促進し、地域的及び国際的レベルへ統合し、かつ、国家社会経済開発並びに国の工業化及び近代化に貢献することを目指しつつ、知的財産権者の正当な利益及び国、社会の利益を確保するために、発明、創造、伝統的知識に基づく経済、科学及び技術の研究開発、国内の及び外国からの技術移転を支援及び促進するために、知的財産権の管理及び保護に関する原則、法令及び措置を定める。

### 第 2 条 知的財産

知的財産とは、発明及び創作を通じた人間の思想の作品をいう。

### 第 3 条 (改訂) 定義

本法で使用する用語の定義は次のとおりとする。

1. 知的財産権とは、知的財産にかかる個人、法人又は組織の権利をいう。
2. 産業財産とは、工業、手工芸、農業、狩猟、商業及びサービスの部門における知的財産をいう。
3. 産業財産権とは、産業財産に関する個人、法人又は組織の権利をいう。
4. 特許とは、新規であり、進歩性があり、かつ、産業上の利用が可能である発明を保護するために国の機関が発行する公的証明書をいう。
5. 発明とは、特定の問題を解決する新規の製品又は製造方法を創作するための技術的解決をいう。
6. 小特許とは、実用新案を保護するために国の機関が発行する公的証明書をいう。
7. 実用新案とは、製品又は製造方法を改善するものであって、発明の場合よりも簡単な方法を伴う技術的改良を通じて得られる新規の革新的作品をいう。
8. 意匠とは、創作された製品の姿又は形状であって、模様、線、色彩等を含むものをいう。
9. 標章とは、ある個人、法人又は組織の商品又はサービスを他の個人、法人又は組織の商品又はサービスから識別することが可能な標識又は標識の組合せをいう。
10. 商標とは 9 に規定される標章であって、商品又はサービスに用い、かつ、これらの商品又はサービスと他の商品又はサービスを識別するためのものをいう。
11. 団体商標とは、提携企業又は団体、協同組合、国若しくは民間の組織の構成員若しくは個人のグループにより使用される商標をいう。
12. 証明商標とは、その所有者が他の個人、法人又は組織に対し、商品の出所、原料及び製造方法又はサービス提供の方法に関する特性、商品又はサービスの種類、品質、安全性又はその他の特性を証明するために、これらの商品又はサービスについて使用することを許容した商標をいう。
13. 周知商標とは、ラオス人民民主共和国の領域内の関係部門において広く認知されている商標をいい、かかる認識が当該商標の宣伝活動の結果である場合を含む。
14. 集積回路とは、完成品又は中間段階の製品であって、当該製品中の要素が能動素子であり、相互接続の一部又は全部が 1 個の半導体材料の中で及び／又は外側に接して統合的に形

- 成されており、かつ、当該製品が電子的機能を果たすことを意図されているものをいう。
15. 半導体とは、導体の導電率と絶縁体の導電率との中間の導電率を有する材料をいう。
16. 集積回路配置とは、少なくとも 1 個の要素が能動素子である集積回路及び集積回路の相互接続の一部又は全部にかかる何れかの方法により表現された立体配置又は製造が意図された集積回路のために準備された立体配置をいう。
17. 地理的表示とは、ある商品がある国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを表示するのに使用される標識をいう。ただし、当該商品の一定の品質及び評判又はその他の特性がその原産地に本質的に帰されることを条件とする。
18. 品種とは、既知の単一の最下位植物分類単位内の植物群集団をいい、その集団は、育成者権の付与条件が完全に満たされているか否かに拘らず、一定の遺伝子型又は遺伝子型の組合せから生じる特性の表現により定義することができる。当該特性の少なくとも 1 個の表現により他の植物集団から区別され、一定の繁殖適合性に即して 1 個の単位とみなされる。
19. 繁殖材料とは、植物又は新芽、種子及び枝等、新しい植物を生成することができる植物の何れかの部分をいう。
20. 育成者とは、ある品種を作り出し、若しくは発見・発育させた者若しくは前記の者の使用者であるか若しくは法律に規定がある場合は後者の作業を注文した者又は場合に依りて最初に若しくは 2 番目に言及された者の権利承継人をいう。
21. 植物品種権又は育成者権とは、本法に従って植物品種を保護するために国の機関が付与する権利をいう。
22. 著作権とは、芸術、文学及び科学の領域における自己の創作作品にかかる個人、法人又は組織の権利をいう。
23. 著作隣接権とは、実演、録音体、プログラムの放送又は暗号化したか又は暗号化していないプログラムを送信する衛星信号の放送の作品にかかる個人、法人又は組織の権利をいう。
24. 作品とは、芸術、文学及び科学の領域において何れかの形態又は方法で示された個人、法人又は組織による創作作品をいう。
25. 二次的著作物とは、1 以上の既存の作品に基づく作品をいい、著作権で保護されている作品の翻訳、翻案、編曲、修正、解釈及びその他の変更を含む。
26. 著作権との関係で発行するとは、作品の作者の同意を得て、当該作品の内容に配慮しつつ、公衆の合理的な需要を満たすために十分な数の部数を公衆の利用に供することをいう。演劇、音楽劇、映画又は音楽の作品の実演、文学作品の公開朗読、文学作品又は芸術作品の電線又は放送による送信、芸術作品の展示及び建築作品の建設は、発行ではない。
27. 著作隣接権との関係で出版するとは、公衆の合理的な要求を満たすために、権利所有者の同意を得て、実演の固定物又は録音体の写しを公衆に提供することをいう。
28. 著作権及び著作隣接権との関係で再現とは、作品若しくは録音体又は著作隣接権の対象物の何れかの方法による複製をいい、作品若しくは録音体又は著作隣接権の対象物の永続的又は一時的な複製を含む。
29. 録音体とは、実演の音又はその他の音の、オーディオディスク、カセット、レーザーディスク、CD-ROM 等の録音機器又はその他の録音手段によるもっぱら聴覚的な固定物をいう。
30. 放送とは、ラジオ若しくはテレビジョン放送を通じて又はインターネット、衛星伝送、無線/有線を問わず音声又は音声と映像を伝送して、作品を公衆の利用に供することをいう。
31. 応用芸術とは、他の目的に用いられる芸術の翻案をいう。



32. 優先権とは、ラオス人民民主共和国又は他の国もしくは官庁における先の出願に基づく先の有効な出願日の主張をいう。

33. 利用するとは、権利所有者の許可を条件とする行為を、報酬その他の利益を伴って又は伴わずに、実行し又は実行することを申し出ることをいう。

#### **第4条 知的財産に関する国家政策**

国は、知的財産及び個人、法人又は組織の発明、創造の成果を認定し、かつ、国の法令、文化及び優れた伝統、国防、公安、健康及び環境に反しない知的財産権者の利益を保護する。国は、政策、戦略、法令及び措置の策定、予算の整備、インフラ開発、人的資源、手段及び機器の貢献及び開発により、知的財産活動を支援し、かつ、促進する。国は、活動の全国への普及を含む知的財産活動に投資するために、国内及び外国の個人、法人又は組織を支援し、かつ、奨励する。

#### **第5条（改訂） 知的財産に関する基本原則**

知的財産に関する基本原則は、次のとおりとする。

1. 命令、政策、憲法、法令、戦略及び国家社会経済開発計画の遵守を確保する。
2. 知的財産権の所有者の公正さを認定し、尊重し、保護し、かつ、確保する。
3. 法に従って登録された産業財産及び植物新品種を保護する。
4. 著作権及び著作隣接権を直ちに保護する。
5. 知的財産の活用前に、許可が権利所有者によって付与されることを確保する。
6. ラオス人民民主共和国が加盟国となっている国際条約又は協定を遵守する。

#### **第6条（改訂） 本法の適用範囲**

本法は、ラオス人民民主共和国における知的財産活動に従事している自国及び外国の個人、法人及び組織に適用される。

#### **第7条（改訂） 国際協力**

国は、相互の独立、主権、互惠の尊重に基づいて、知的財産活動の開発及び管理、科学教育、技術、情報の交換、人的資源の開発並びにラオス人民民主共和国が締約国となっている国際条約及び協定の実施のために、知的財産活動に関連する外国、地域的及び国際的な協力を促進する。

## 第 II 編 知的財産

### 第 8 条 知的財産の枠組

知的財産は、以下により構成される。

1. 産業財産
2. 植物新品種
3. 著作権及び著作隣接権

### 第 9 条 (改訂) 産業財産

産業財産は、以下により構成される。

1. 特許
2. 小特許
3. 意匠
4. 商標
5. 商号
6. 集積回路配置
7. 地理的表示
8. 営業秘密

### 第 10 条 植物新品種

植物新品種は、以下により構成される。

1. 一般に存在し、改良により植物新品種になる植物の品種。
2. 自然界で発見され、育成により植物新品種になる植物の品種

### 第 11 条 著作権及び著作隣接権

著作権及び著作隣接権には、以下が含まれる。

1. 芸術の領域、文学の領域又は科学の領域における作品に対する著作権
2. 実演者、録音体制作者及び放送組織の作品にかかる著作隣接権

## 第 III 編 産業財産

### 第 1 章 産業財産の要件

#### 第 12 条（改訂） 登録証を受けられる産業財産

登録証を受けられる産業財産は、以下のとおりである。

1. 特許
2. 小特許
3. 意匠
4. 商標
5. 集積回路配置
6. 地理的表示

商号及び営業秘密は、登録されることを要件されないが、本法に基づいて保護される。

#### 第 13 条（改訂） 特許の適格性要件

特許を受けられる発明は、以下の要件を満たしていなければならない。

1. 当該発明が、登録出願の出願日前又はその特許出願にかかる優先日前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何れかの場所において存在せず、刊行物、実際の使用又は他の何れかの手段により、公衆に開示されていない新規なものであること
2. 先の発明と比較して増大した進歩性を包含すること
3. 工業、手芸、農業、漁業、貿易及びサービス等において産業上利用可能であること

#### 第 14 条（改訂） 小特許の適格性要件

小特許を受けられる実用新案は、以下の要件を満たしていなければならない。

1. 先に知られていない又は出願日前 1 年以内にラオス人民民主共和国において使用されていない新規なものであること
2. 特許に要求される進歩性よりも容易な進歩性を伴う新規の技術的改良を有すること
3. 工業、手芸、農業、漁業、商業、サービス等において産業上利用可能であること

#### 第 15 条（改訂） 意匠証明書の適格性要件

意匠証明書を受けられる意匠は、以下の要件を満たしていなければならない。

1. 登録出願の出願日前又は登録出願の優先日前に、ラオス人民民主共和国又は世界の何れかの場所において、雑誌を介して若しくは実際の使用若しくは展示により又はその他の何れかの手段によって、公衆に開示されていない新規なものであること
2. 当該意匠が用いられるか又は含まれている物品に特別な外観を与えるという意味で装飾的なものであること

#### 第 16 条（改訂） 商標証明書の適格性要件

商標証明書には、標章が以下の要件をすべて満たしていなければならない。

1. 当該標章が、個人、法人又は組織の商品又はサービスを他の個人、法人又は組織の商品又はサービスから識別することが可能な標識又は標識の組合せであること。この標識には、語、

人名、文字、数字、図形要素、形状、立体画像、動画又は製品の包装及び色彩の組合せ並びにかかるとなる標識の組合せを含めることができる

2. 当該標章が、同一の商品又はサービスについて先に登録された商標、周知商標又は地理的表示と同一でないこと

3. 当該標章が、同一の、類似の又は関連する商品及びサービスについて先に登録された商標又は周知商標と類似していないこと。ただし、当該後の標章の使用により、当該商品若しくはサービスの出所に関して混同を引き起こすか又は当該商品若しくはサービスが他者と関係しているとの誤った印象を与える虞がある場合に限る。

4. 当該標章が、第 23 条の下で禁止されている特性を含まないこと

商標は、以下の要件をすべて満たす場合に、周知のものとみなされる。

1. 当該商標が前項において定義されている商標であって、周知商標であると主張されている商標の所有者の商品又はサービスを表示するものとしてラオス人民民主共和国領域内の関係部門により広く認められているものであること

2. 当該商標がラオス人民民主共和国における登録可能性の要件に反していないこと

3. ある商標が周知商標であるか否かを検討する際、下記の事柄にかかる証拠がなければならない。

3.1 公衆の関係層が、取引、商品若しくはサービスでの若しくはそれらに関連する当該商標の使用又は広告を通じて当該商標を認識していること

3.2 国内で当該商標を付した製品、商品、サービスが広く流通していること

3.3 販売された商品又は提供されたサービスの量

3.4 当該商標が規則的かつ継続的に使用されている期間

3.5 優れた品質若しくはサービス又はそれらの人気といった要因に基づく、当該商品又はサービスへの当該商標の使用と関係するグッドウィル

3.6 国内消費者が当該商標の評判を保証し、広く認めること

3.7 商標の広告又は企業イメージの創作における投資等の当該商標における投資価値

周知商標は、登録されているか否かに拘らず、法令に従って保護される。

## 第 17 条（改訂） 集積回路配置証明書の適格性要件

集積回路配置証明書を受けられる集積回路配置は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

1. 回路配置が、他者の回路配置と類似せず、創作者の着想から創作され、かつ、創作の時点において回路配置創作者及び集積回路製造者の間で陳腐なものではない独創的なものであること

2. 回路配置が陳腐な要素及び相互接続の組合せから構成されている場合は、当該組合せを全体として見たときに 1 の条件を満たす場合にのみ保護されること

3. 回路配置の回路が権利所有者により世界の何れかの場所で商業的に活用される前に又はそのような商業的活用日から 2 年以内に登録出願が提出されること

## 第 18 条（改訂） 地理的表示証明書の適格性要件

地理的表示証明書には、商品が以下の要件をすべて満たしていなければならない。

1. 表示が、ある商品が特定の地理的な国若しくは領域又は当該領域内の地域若しくは地方を

原産地としていることを確認していること

2. 当該商品の所与の品質，評判又はその他の特性が本質的にその原産地に帰されること。かかる品質，評判又は特性は，土壌，空気，水，エコシステム，自然条件及び製造者の技能及び経験並びに当該地方の伝統的な製造方法を含む人的要因に基づかなければならない。

## 第19条 商号

商号は，事業運営のために使用される企業の名称である。商号は，それが商標の一部を構成するか否かに拘らず，出願又は登録の義務なしに保護される。

## 第20条（改訂） 営業秘密

営業秘密は，処方，製法又は何れかの情報であって当該の種類情報を通常的に取り扱う業界内で知られていないか又は容易に入手できないという意味で商業的価値を有する情報に関して，開示することができない秘密情報である。

## 第2章 保護を受けられない産業財産

### 第21条（改訂） 特許又は小特許を受けられない発明又は実用新案

以下のものは特許又は小特許を受けられない発明又は実用新案である。

1. 自然界に存在する生命体又は生命体の部分を含む，既存の発見であるゆえに新規でない発明又は実用新案
  2. 単なる科学的原則若しくは理論，数学的アルゴリズム又は業務を行うか若しくはゲームをするための一組の規則であるゆえに発明でない主題は，技術的解決を構成しない。ただし，かかる主題は，発明又は実用新案の要素になり得る。
  3. 人間又は動物の手当てのための診断，治療及び外科上の方法
  4. 微生物以外の植物及び動物並びに植物又は動物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし，かかる主題は，発明又は実用新案の要素を構成し得る。
- 特許又は小特許は，以下の場合は，如何なるときでも，拒絶される。

1. 国の文化及び優れた伝統，社会的秩序及びモラルに反し，人間，動物若しくは植物の生命若しくは健康を害し又は環境に対する重大な損害を生ずる場合
2. ラオス人民民主共和国の安全及び平和に反する場合

### 第22条 意匠登録を受けられない意匠

以下の意匠は，意匠登録を受けられない。

1. 当該意匠が用いられているか又は包含されている物体の技術的特徴により外観が規定されている意匠
2. 社会秩序及び国民の優れた伝統に反する意匠

### 第23条（改訂） 商標登録を受けられない標章

以下は，商標登録を受けられない。

1. 出願人の商品又はサービスを他の個人，法人又は組織の商品又はサービスから識別できない標章

2. もっぱら、取引において商品の種類、品質、数量、用途、価額、原産地若しくは製造時期を指定するのに役立つ標識若しくは表示又はラオス人民民主共和国で現在用いられている言語若しくは公正で、かつ、定着した商慣行において習慣的になった標識のみから成る標章
  3. 公衆若しくは当該標章が使用されている業界を欺くか若しくはこれに誤認を生じさせるような内容の又は不正な内容の標章
  4. 商品又はサービスの出所、内容、製法、特性、用途又は数量に関して公衆に誤認を生じさせる虞がある表示から成るか又はかかる表示を包含する標章
  5. 関係政府機関からの許可を得ることなく、紋章、旗又はその他の国の記章及びラオス人民民主共和国又は外国の町、市、地方又は首都の公式の標識、印章、略称又は完全名称から成るか又はこれらを含む標章
  6. 関係国家機関又は国際組織から許可を受けることなく、国際組織の記章又は国際条約により創設された表象、国家又は国際組織の公式の印又は表象から成るか又はこれらを含む標章
  7. 許可を得ることなく、生きている人の名称、像又は肖像から成るか又はこれらを含む標章
  8. 許可を得ることなく、文化的表象、歴史的記念物の像、国民的英雄若しくは指導者の名称、像、肖像から成るか若しくはこれらを含む標章又は国民の優れた伝統に無礼な若しくはこれに反する標章
  9. 同一の、類似の又は関連の商品又はサービスについて既に登録されている商標と同一又は類似の標章
  10. 同一の、類似の又は関連の商品又はサービスにかかる周知商標と同一又は類似の標章
  11. 同一の、類似の又は関連の商品及びサービスを供給する企業の商号と同一の又は類似の標章
  12. 商品若しくはサービスの出所に関して混同の虞を生じさせるか又は登録標章若しくは周知商標若しくは商号との関係を偽って示唆する前記の標章
  13. 商品の真の出所以外の場所を特定する地理的表示から成るか又はこれを含む標章
  14. 商品が作られた領域、地域又は地方に関して字義的には真正であるが、公衆に当該商品が他の領域において作られた旨を偽って表す地理的表示から成るか又はこれを含む標章
  15. 生きているか若しくは死亡した人、機関、信念若しくは国の表象を貶め若しくはこれらとのつながりを偽って示唆するか又はこれらを侮辱し若しくはこれらの評判を落とす虞がある事柄から成るか又はかかる事柄を含む標章
  16. 競争相手の営業所、商品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせる内容の標章
  17. 業としてのその使用が競争相手の商品製造地又は工業上若しくは商業上の活動の信用を落とさせる内容の標章
  18. 国の安全、社会秩序、国民の文化及び優れた伝統に反する標章
- 商品又はサービスの内容は、如何なる場合も、当該標章の登録の障害とはならない。

#### **第 24 条 集積回路配置の登録を受けられないもの**

集積回路配置の登録を受けられないものは、以下のとおりとする。

1. 原理、製法及び集積回路により動作するシステム又は方法
2. 集積回路に含まれる情報又はソフトウェア

## 第 25 条（改訂） 登録を受けられない地理的表示

登録を受けられない地理的表示は、以下のとおりとする。

1. 商品の真の出所に関して消費者に誤認又は混同を生じさせる虞がある地理的表示
2. ラオス人民民主共和国において当該商品の通例の名称となっている地理的表示の名称
3. 当該の表示がラオス人民民主共和国に存在する米、コーヒー、茶及びぶどうの品種の通例の名称と同一である米、コーヒー、茶及びぶどう酒の製品に関する地理的表示
4. 他国の地理的表示であって、その地理的表示が原産国において保護されていないか若しくは保護されなくなったもの又はその国で使用されなくなったもの
5. 保護されている商標と同一であるか又はこれに類似する地理的表示であってその使用が当該商品の出所に関して誤認又は混同を生じさせるもの
6. 保護されている米、コーヒー、茶及びぶどう酒の地理的表示と同じ地理的表示

## 第 3 章 産業財産の保護

### 第 26 条（改訂） 産業財産の保護を受けられる者

以下の者は、その産業財産について保護を受けられる。

1. ラオス国民若しくはラオス人民民主共和国内の居住者又はラオス人民民主共和国の法律に基づいて設立された法人若しくは組織
2. 条約又は産業財産の保護に関するその他の国際協定であってラオス人民民主共和国も加盟国であるものの加盟国である何れかの国の国民である個人
3. ラオス人民民主共和国の又はパリ条約若しくは産業財産の保護に関するその他の国際協定であってラオス人民民主共和国も加盟国であるものの何れかの加盟国の領域内の居住者である個人
4. パリ条約又は産業財産の保護に関するその他の国際協定であってラオス人民民主共和国も加盟国であるものの何れかの加盟国の領域内に現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する個人、法人又は組織。外国の個人、法人又は組織は、ラオス国民と同等の産業財産の保護を受けることができる。

### 第 27 条（改訂） 出願

国内又は外国の個人、法人及び組織はその産業財産の登録を技術科学省又はラオス人民民主共和国が加盟国である国際知的財産権登録組織に出願することができる。

外国に所在する個人、法人又は組織であって産業財産の登録出願を希望するものは、ラオス人民民主共和国に事業所又は授権された代理人を選任する。

ラオス人民民主共和国に事業所又は居所を有さない出願人は、ラオス人民民主共和国において知的財産権に関する取引を実行するためにラオス人民民主共和国における授権された代理人を選任する。

出願には、第 31 条から第 35 条に定める書類を含める。

### 第 28 条（改訂） 出願の検討の原則

同一の主題について複数の出願が行われた場合は、産業財産の登録は、該当するときは優先

日を考慮に入れつつ、最先の出願日を有する出願に、それが請求している保護の要件を満たしていることを条件として、付与される。

### **第 29 条（改訂） 優先日**

特許又は小特許、意匠又は商標の登録を請求する出願人は、科学技術省又はラオス人民民主共和国が加盟国である国際条約若しくは協定に従って他の国若しくはその他の産業財産の登録にかかる官庁へ提出された 1 又は複数の先の出願に基づく優先日を主張することができる。ラオス人民民主共和国において又はラオス人民民主共和国が加盟国である国際条約若しくは協定に従って他の国において若しくはその他の産業財産の登録にかかる官庁において、優先日が最初に付与された出願人は、ラオス人民民主共和国において提出された特許、小特許、意匠又は商標の登録にかかる優先日の出願人とみなされる。優先日がいったん付与されると、優先期間の満了前の後日に提出された特許、小特許、意匠又は商標の登録に関連するすべての書類は、その間になした何れかの行為、特に、他の出願、当該発明の公表若しくは実施、意匠の写しの販売又は標章の使用を理由として無効にされてはならず、かつ、かかる行為は、如何なる第三者の権利又は個人的使用の権利も生じさせない。

優先日の主張が提出された後、出願人は、ラオス人民民主共和国内における優先権主張の基礎となっている出願の写しを提出するものとし、優先日の証明書は、当該出願を受領した当局によってかつ認証され、かつ、出願日を示しているものでなければならない。かかる書類は証明を必要とせず、かつ、ラオス人民民主共和国における出願から 3 月以内の何時でも無料で提出することができる。

優先権を主張する出願人が優先権を確立するための要件を満たさない場合は、優先権主張は放棄されたものとみなされる。この場合又は優先権が主張されないか若しくは特定の優先期間の満了後に出願が受領される場合は、有効出願日は、ラオス人民民主共和国における完全な出願の実際の出願日である。特許及び小特許については、優先期間は優先日から 12 月とする。意匠及び商標については、優先期間は優先日から 6 月とする。

### **第 30 条（改訂） 博覧会における発明、実用新案、意匠及び商標の仮保護**

公式に展示された又は公認の国際博覧会における製品又は商品若しくはサービスに関する発明、実用新案、意匠及び商標は、当該製品又は商品若しくはサービスの所有者の請求時に仮保護を付与されるものとし、かかる保護の請求は、当該博覧会においてそれらが展示された日から 6 月以内に、提出しなければならない。仮保護は、製品又は商品若しくはサービスが最初に展示された日に提出されていたとみなされる。仮保護は、他の優先権の主張を拡大するように適用されてはならない。

### **第 31 条（改訂） 特許又は小特許の出願**

特許又は小特許を求める出願には、以下の書類を含める。

1. 特許又は小特許を求める所定の願書
2. 出願人が代理されている場合は、委任状及びラオス人民民主共和国における出願人の代理人の名称及び宛先
3. 関係技術分野の普通の熟練度の者が当該発明又は実用新案を理解し、活用することができる程度に明瞭かつ完全な用語により発明又は実用新案を開示する説明



4. 保護されるべき主題を明確に特定し、かつ、説明により裏付けられているクレーム
5. 図面（必要な場合）
6. 要約
7. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証

出願には、（該当する場合は）第 29 条に規定する優先日の主張を含めることができる。特許又は小特許を求める出願は、1 件の発明若しくは実用新案のみ又は国際分類に即して単一の発明概念を形成するように連携された 1 群の関連発明若しくは実用新案に関するものでなければならない。

科学技術省は、出願を受理し、上記 1、3 及び 7 に定められた書類を少なくとも含む出願に出願日を付与する：

特許又は小特許の取得を希望する個人、法人又は組織は、科学技術省が定める所定期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

### **第 32 条（改訂） 意匠登録を求める出願**

意匠登録を求める出願には、以下の書類を含める。

1. 意匠登録を求める所定の願書
2. 出願人が代理されている場合は、委任状並びにラオス人民民主共和国における出願人の代理人の名称及び宛先
3. 意匠の外観を説明する上で必要な、意匠を明確に開示する 1 又は複数の図面又は写真
4. 意匠が関係する商品の種類にかかる簡潔な記述
5. 手数料及びサービス料金納付にかかる領収証

出願には、第 29 条に規定する優先権の主張を含めることができる（該当する場合）。

各意匠登録出願は、単一の意匠又は国際分類にいう単一の類にかかる関連意匠のシリーズにかかるものでなければならない。

科学技術省は、出願を受理し、少なくとも上記 1、3 及び 5 を含む出願に出願日を付与する。意匠登録の出願を希望する個人、法人又は組織は、科学技術省が定める期間内に所定のすべての要件を満たさなければならない。

### **第 33 条（改訂） 商標登録を求める出願**

商標登録を求める出願には、以下の書類を含める。

1. 商標の登録を求める所定の願書
2. 出願人が代理されている場合は、委任状並びにラオス人民民主共和国における出願人の代理人の名称及び宛先
3. 当該標章の明瞭な図面若しくはその他の像又は見本
4. 当該標章が用いられる商品又はそれに関連して当該標章が使用されるサービスの説明。出願が団体商標又は証明商標に関するものである場合は、出願にそのことを表示するものとし、かつ、当該標章の使用方法的説明を含める。
5. 手数料及びサービス料金納付にかかる領収証

出願には、第 29 条に規定する優先権の主張を含めることができる（該当する場合）。

1 件の登録出願は、1 個の商標についてのみ有効であるが、商品又はサービスの各類について手数料を納付することを条件として、国際分類にいう商品又はサービスの複数の類に用いる

ことができる。

科学技術省は、出願を受理し、少なくとも上記 1, 3 及び 5 を含む出願に出願日を付与する。商標登録の出願を希望する個人、法人又は組織は、科学技術省が定める期間内に、所定のすべての要件を満たさなければならない。

#### **第 34 条（改訂） 集積回路配置の登録を求める出願**

集積回路配置の登録を求める出願には、以下の書類を含めなければならない。

1. 集積回路配置の登録を求める所定の出願様式
2. 出願人が代理されている場合は、委任状及びラオス人民民主共和国における出願人の代理人の宛先
3. 当該回路配置又はそれが用いられている集積回路の最初の商業的使用にかかる説明
4. 当該回路配置を特定する上で十分な集積回路配置の図面
5. 集積回路が商業的に活用されている場合は、当該集積回路が実行するか又は実行することを意図されている電子的機能の説明
6. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証

1 件の登録出願は、1 件の集積回路配置に限り有効である。科学技術省は、上記 1, 3 及び 6 に定められた書類を少なくとも含む出願を受理し、出願日を付与する。

集積回路配置の登録出願を希望する個人、法人又は組織は、科学技術省が定める期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

#### **第 35 条（改訂） 地理的表示の登録を求める出願**

地理的表示の登録出願には、以下の書類を含める。

1. 地理的表示の登録を求める所定の願書
2. 出願人が代理されている場合は、委任状並びにラオス人民民主共和国における出願人の代理人の名称及び宛先
3. 当該地理的表示の明瞭な像
4. 意図されている地理的表示が用いられる地理的地域にかかる記述
5. 意図されている地理的表示が用いられる商品及び用いられる管理方法
6. 意図されている地理的表示が地理的表示であると主張される根拠にかかる記述及びかかる記述を裏付ける証拠
7. 当該地理的表示が外国における保護に基づいている場合は、当該地理的表示がその起源国において保護されているとの証拠
8. 手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証

1 件の登録出願は、1 件の地理的表示に限り有効である。

科学技術省は、上記 1, 3, 5 及び 8 に定められた書類を少なくとも含む出願を受理し、出願日を付与する。

地理的表示の登録出願を希望する個人、法人又は組織は、科学技術省が定める期間内に、すべての要件を満たさなければならない。

#### **第 36 条 追加的情報の提供**

ラオス人民民主共和国において提出された出願の主題と一部又は全部が同じ主題が以前国外

において提出された出願に含まれる場合は、出願人は、かかる前の出願を開示しなければならない。科学技術省は、出願人に対し関係書類、特に調査報告若しくは審査報告の写し又は国外で取得した特許若しくは小特許若しくは意匠登録証の写しを提出するよう要求することができ、また、出願人は、自発的にかかる文書を提出することができる。

### **第 37 条 出願に使用される言語**

産業財産にかかる出願及び付随する資料は、ラオス語又は英語により提出する。ただし、英語により提出された出願又は書類については、出願人は、提出から 90 日以内に、ラオス語への翻訳文を提出しなければならない。この翻訳文は、正確な翻訳文であることを証明されなければならない。

### **第 38 条 (改訂) 産業財産登録出願の方式審査**

科学技術省は、産業財産にかかる出願が完全であり、正しい様式によっており、かつ、手数料及びサービス料金が納付されていることを確かめるために、各出願の方式審査を行う。科学技術省は、出願が出願日を付与されるために十分に完全であるか否かについて出願人に通知する。出願が出願日を付与されるためには十分に完全であるが、不完全であるか又は不正確なやり方で提出されていると考えられる場合は、科学技術省は、通知から 60 日以内に出願を完全なものにするべき旨を出願人に通知する。

### **第 39 条 (改訂) 産業財産出願の公告**

科学技術省が特許又は小特許にかかる出願の方式審査を完了した後、登録部は、出願日から 19 月目に産業財産公報において当該出願を公告する。

意匠、商標、集積回路配置および地理的表示の出願に関しては、方式審査の完了後に公告される。

第三者は、産業財産公報に掲載された日から、特許又は小特許については 90 日以内、意匠、商標、集積回路配置および地理的表示については 60 日以内に、出願に対して異議申立ての申請をすることができる。

### **第 40 条 (改訂) 産業財産出願の実体審査**

出願の方式審査の完了後、科学技術省は、発明、実用新案、意匠、商標及び地理的表示の登録出願の実体に関して審査する。

集積回路配置の登録出願は、実体審査はしない。

### **第 41 条 (改訂) 産業財産出願の実体審査を実施するための請求**

特許の付与を求める出願は、当該出願が特許性にかかる要件又は本法に定める小特許の取得要件を満たしているか否かを決定するための実体審査を受ける。実体審査は、既存の技術知識の調査に基づかなければならない。出願が以前に他の当局による調査又は審査を受けていた場合は、出願人は、その当局の報告の写しを提出して、更なる調査を実施せずに、特許及び小特許を発行することを検討するように、科学技術省へ請求する。

出願人が出願の対象である発明又は実用新案についての実体審査報告を提供できない場合は、出願人は、出願の実体について審査するように科学技術省へ請求することができる。科学技

術省は、以下の時間枠内、すなわち、発明については、出願日又は優先日から32月以内、実用新案については12月以内に審査を行う。ただし、発明又は実用新案の登録出願の審査請求から生じるすべての経費は、請求人が負担する。実体審査にかかる経費は、特許の審査を取り扱い、実体審査を定期的に行う他の国又は国際機関の各特許庁の判断に依拠する。意匠、集積回路配置、商標及び地理的表示の登録出願については、実体審査の請求はできない。

#### **第42条（改訂） 出願の補正及び分割**

出願人は、出願が科学技術省で係属している期間内であって出願が承認される前は何時でも、以下の条件で出願を補正し又は分割することができる。

1. 手数料及びサービス料金を納付することなく出願を補正すること
2. 出願手数料を納付して、出願を2以上の分割出願に分割し又は補正を施した上で若しくは施さないで出願を提出し直すこと
3. 手数料及びサービス料金を納付して、請求する保護の形を変更するために出願を提出し直すこと

前項1に規定する補正は、以下のとおりとする。

1. 原出願により裏付されていない新規の技術情報を特許、小特許又は集積回路配置登録にかかる出願に導入するものであってはならない。
2. 意匠の本質的外観又は標章若しくは地理的表示の要旨を変更するものであってはならない。

前前項2又は3に規定するように出願が分割され又は提出し直された場合は、出願は、実施規則に定めるところにより出願日及び優先権を受けられる。

#### **第43条（改訂） 産業財産出願の放棄**

産業財産出願は、以下の条件に基づいて放棄されたものとみなされる。

1. 出願が不完全であること
2. 産業財産が保護の要件を満たしていないこと
3. 出願人が登録出願する権利を有さないこと
4. 出願人が、出願にかかる又は現行の保護を維持するための所要の手数料及びサービス料金を納付しないこと
5. 出願人が、第41条に規定する期間内に、発明又は実用新案の登録出願の実体審査を請求しなかったこと
6. 出願人が、科学技術省が定めた特定の期間内に、上記1, 3, 4及び5の不備を正さないこと

#### **第44条（改訂） 登録**

本法に規定する要件を満たすと認められる産業財産登録出願の検討及び審査後、科学技術省は、特許、小特許又は産業財産登録証を発行し、登録を登録簿に記入し、かつ、登録を産業財産公報において公告する。登録がなされた場合は、第三者は、産業財産公報における公告の日から5年以内にかかる登録の取消又は削除を請求することができる。

#### **第 45 条（改訂） 産業財産権の消滅**

特許、小特許及び産業財産登録は、以下のときに終了する。

1. 保護期間が満了したこと
2. 産業財産所有者が登録の更新及び当該の手数料及びサービス料金の納付をしなかった場合に、保護が付与され、かつ、手数料及びサービス料金が納付されていた期間の満了時に権利が消滅すること
3. 1 又は 2 以上の保護要件が満たされていないとの結論に基づいて特許、小特許又は登録が無効にされること。この場合、かかる結論は、当該産業財産の一部にのみ適用され、消滅は、無効にされる部分にのみ適用される。この場合、無効は、特許、小特許又は登録の付与時から効果を有する。
4. 商業的活用がなされない場合において、産業財産権は、管轄裁判所による最終決定後に消滅する。

### **第 4 章 産業財産権所有者**

#### **第 46 条 産業財産権所有者**

合法的な特許、小特許又は登録を取得した後、出願人は当該産業財産の所有者となる。産業財産の創作物又は設計が賃貸された場合において、当該産業財産権者は、当事者と別段の合意があるときを除き、賃貸者となる。

#### **第 47 条（改訂） 産業財産権所有者の権利**

産業財産権所有者は、以下の権利を有する。

1. 産業財産の活用から得られる利益を享受すること
2. 所有者の権利の全部又は一部を売却、交換、賃貸借又は譲渡により他者に移転すること
3. 産業財産にかかる所有者の権利の全部又は一部を活用することを他者に許可すること
4. 産業財産を相続すること及び相続により産業財産の所有権を譲渡すること
5. 他者による侵害から自己の産業財産を保護するために訴訟を起こすこと

### **第 5 章 産業財産の保護期間**

#### **第 48 条（改訂） 特許の保護期間**

特許の保護期間は、登録出願日から 20 年とする。保護期間を維持するためには、特許所有者は年金及びサービス料金を前納しなければならない。

#### **第 49 条（改訂） 小特許の保護期間**

小特許の保護期間は、登録の出願日から 10 年とする。保護期間を維持するためには、小特許所有者は年金及びサービス料金を前納しなければならない。

#### **第 50 条（改訂） 意匠の保護期間**

意匠の保護期間は、登録出願日から 15 年とする。

保護期間を維持するためには、意匠権者は5年ごとに手数料及びサービス料金を前納しなければならない。

#### **第51条（改訂） 商標の保護期間**

商標の保護期間は、登録出願日から10年とする。保護期間は、満了時に無期限に更新することができ、各更新期間は10年とする。保護期間を維持するためには、商標所有者は10年ごとに手数料及びサービス料金を前納する。

#### **第52条（改訂） 集積回路配置の保護期間**

集積回路配置の保護期間は、登録出願日から12年とする。保護期間を維持するためには、集積回路配置所有者は年金及びサービス料金を前納しなければならない。

#### **第53条（改訂） 地理的表示の保護期間**

地理的表示の保護期間は無制限とし、登録証の受領及び1回限りの手数料及びサービス料金の納付の日から開始する。

#### **第54条（新規） 商号の保護期間**

商号の保護期間は、かかる商号の所有者が当該商号の使用を停止するまで、無期限である。

#### **第55条 営業秘密の保護期間**

営業秘密は、無期限の期間又はその秘密性が失われるまで保護される。

### **第6章 産業財産所有者の権利及び義務**

#### **第56条 特許及び小特許所有者の権利**

特許所有者は、以下の権利を有する。

1. 特許が製品にかかるものである場合
  - 1.1. 他者が所有者の許可を得ずに特許製品を製造し、輸入し、販売の申出をし、販売し又は使用することを妨げる権利
  - 1.2. 他者が所有者の許可を得ずに販売の申出、販売又は使用の目的で当該製品を所持することを妨げる権利
2. 特許が方法にかかるものである場合
  - 2.1. 他者が所有者の許可を得ずに当該方法を使用することを妨げる権利
  - 2.2. 他者が、所有者の許可を得ずに特許方法から直接入手された製品について1に定める行為をすることを妨げる権利
3. 特許所有者以外の個人、法人又は組織がラオス人民民主共和国において1及び2にいう何れかの行為を行うことを許可すること
4. 法令に基づく自らの権利を訴訟提起等により他者による侵害から守る権利及び他者により引き起こされた損害について補償を受ける権利
5. 特許証が交付された時から、他者が特許発明を活用することを妨げること。所有者は、出

願係属中に生じた侵害行為については、特許が付与された後に、係属中で、公開の後に生じた行為についてのみ又は侵害者が特許出願を知っていた場合にのみ訴訟を提起することができる。

小特許所有者の権利については、特許所有者の権利を準用する。

### 第 57 条 意匠権者の権利

意匠権者は、所有者の同意を得ていない第三者が、保護されている意匠の複製又は模倣である意匠を付したか又は包含する物品を製造し、販売し又は輸入することを、かかる行為が商業目的で行われることを条件として、妨げる権利を有する。

第 55 条 3, 4 及び 5 の規定は、公開が遅延した場合は、関係情報が訴えられた者に最初に通知されたときを除いて訴えを提起してはならないことを条件として、準用される。

### 第 58 条 商標所有者の権利

商標所有者は、以下の権利を有する。

1. すべての第三者が、業として、当該商標の登録の対象である商品又はサービスと同一の、類似の又はこれらと関係する商品又はサービスについて同一の又は類似する標識を使用することを、かかる使用が混同の虞を引き起こす場合に、妨げること
2. 当該標章を付した商品の販売又は広告、サービスに関連する当該標章の使用及びかかる標章を付した商品の輸入又は輸出を妨げること
3. 法令に基づく自らの権利を訴訟提起等により他者による侵害から守ること及び他者により引き起こされた損害にかかる補償を受ける権利

1 及び 2 にいう権利は、如何なる現存の先の権利も害するものではない。

上記の権利は、周知商標及び商号にも、これらの登録の有無を問わず適用される。

### 第 59 条 集積回路配置所有者の権利

集積回路配置所有者は、他者が所有者の許可を得ずに以下のことをすることを妨げる権利を有する。

1. ある配置回路全体を、集積回路に組み込むことによってか否かに拘らず複製すること
2. 集積回路の一部を、集積回路に組み込むことによってか否かに拘らず複製すること。ただし、第 17 条にいう独創性の要件を要しない部分の複製行為を除く。
3. 保護されている配置又は保護されている配置が組み込まれている集積回路を輸入し、販売し又はその他の方法により商業目的で頒布すること
4. 保護されている配置を組み込んだ物品又は保護されている配置設計が組み込まれている集積回路を輸入し、販売し又はその他の方法により商業目的で頒布すること。ただし、それが不法に複製された配置を包含し続けているときに限る。

不法に複製された配置を組み込んだ集積回路又はかかる集積回路を組み込んだ物品に関する何れの行為も、かかる行為を実行する者又は命じる者が、当該集積回路又はかかる集積回路を組み込んだ物品を取得した時に、それが不法に複製された配置を組み込んだことを知らず、かつ、知るべき合理的な理由もなかった場合は、これを実行することは不法ではない。ただし、かかる者が当該回路配置が不法に複製されたものである旨の十分な通知を受領した後は、当該人は、手持在庫又はかかる時より前に発注した在庫に関して如何なる行為も実行するこ

とができるが、権利所有者に対し、かかる回路配置に関する交渉によるライセンスの下で支払われるような合理的なロイヤルティと同等の額を支払う義務を負う。

私人が評価、分析、研究又は教授の目的のみで集積回路配置を複製するのは違法ではない。権利所有者は、第三者が独立して創作した同一の独創的な配置に関して自己の権利を行使してはならない。

#### **第 60 条（改訂） 地理的表示登録所有者の権利**

地理的表示登録の所有者は、以下の権利を有する。

1. 他者が当該地理的表示を商品に用いること又は当該地理的表示を商標に含めることを妨げること及びかかる表示を付した商品の販売、広告、輸入若しくは輸出又はかかる商標に当該地理的表示を含めることを妨げること
2. ぶどう酒又は蒸留酒に関連する上記 1 の地理的表示の使用に、たとえ翻訳文であっても又は「種類」、「型」、「様式」、「模倣」等の表現を伴っていても、異議を唱えること
3. 商品の出所である領域、地域又は地方に関して字義通りには真正であっても当該商品が他の領域を出所とするかのように公衆に誤って示す地理的表示に対して地理的表示を守ること
4. 法令に基づく自己の権利を、訴訟を提起する等により、他者による侵害から守ること及び他者により引き起こされた損害に対する補償を受ける権利

当該地理的表示について特定された地理的地域内で事業を行う製造者のみが、登録された地理的表示が関係する商品に又はこれに関連して当該地理的表示を使用することができる。

1 又は 2 にいう侵害である行為は不正競争行為であり、商品がその真の原産地以外の地理的地域を出所とすることを表示又は示唆する手段を商品の名称又は説明に商品の原産地に関して公衆に誤認を生じさせるやり方で使用することを含む。

1 及び 2 に規定する権利は、混同を生じさせるほどに保護されている地理的表示に類似するか又は当該表示と同名である商品表示に適用される。

#### **第 61 条 営業秘密の所有者の権利**

営業秘密の所有者は、以下の権利を有する。

1. 合法的にその管理下にある営業秘密が、その同意を得ずに、誠実な商慣行に反する態様で他者に開示され、他者により取得され又は他者により使用されるのを妨げること。ただし、以下を除く。

1. 1. リバース・エンジニアリング、実験室での検査若しくは分析又は類似の手段による当該情報の発見

1. 2. 秘密保全又は信託の義務を伴わない当該情報の取得

2. 法令に基づくその権利を他者による侵害から、訴訟を提起する等により守ること及び他者により引き起こされた損害に対して補償を受ける権利

3. 個人、法人又は組織が当該営業秘密を横領するのを妨げること

4. 秘密保全の内容及び要件を明示することにより、営業秘密を開示し、取下若しくは利用し又は営業秘密の開示、取下若しくは利用のために他者に移転すること

5. 雇用又は契約その他の合意に基づく営業秘密を合法的に管理している者を、当該雇用、契約又はその他の合意が先に終了しても当該情報が秘密にされている限り秘密保全義務が有効である場合において、管理すること。



営業秘密については登録を要しない。

#### **第 62 条 検査その他のデータの保護**

新規の化学物質を利用する薬剤又は農薬の販売許可が、作成に多大の努力を必要とする未開示の検査その他のデータの提出を条件としている場合は、かかるデータは、それを作成した者の同意を得ない不正な商業使用及び開示から保護される。ただし、かかるデータが公衆の保護に必要な程度で開示され得ることを条件とする。当該データを提出した者以外の何人も、前者の許可なしには、ラオス人民民主共和国が当該データを作成した者に当該製品の販売許可を付与した日から 5 年間は、製品許可申請の裏付としてかかるデータに依拠することができない。

本条に違反する如何なる行為も、不正競争行為とみなす。本条にいうデータ所有者は、本条に基づく権利を執行する措置をとる権利を有し、かつ、本法に規定する例外に従うことを条件として、かかる不正競争行為を実行するか又はかかる不正競争行為が起こる虞がある行為を実行する個人、法人又は組織に対して訴訟を提起する権利を有する。

#### **第 63 条 産業財産所有者の義務**

産業財産所有者は、以下の義務を負う。

1. 本法に規定する産業財産の使用の監視及び検査による保護及び管理について責任を負うこと
2. その産業財産の、社会による互惠に基づく利用を奨励し促進することに責任を負うこと
3. その産業財産の侵害について、かかる活動に責任を負う国の組織に情報を提供する責任を負うこと
4. 法令に従って、産業財産の活用、賃貸、移転若しくは相続に基づく又はその他の利益から生じる財務上の義務を国に負うこと
5. その産業財産の侵害救済の調整について責任を負うこと

### **第 7 章 産業財産にかかる権利の制限**

#### **第 64 条 特許又は小特許所有者の許可を得ない活用の認可**

科学技術省は、総理大臣の命令により、本条の規定に従うことを条件として、特許又は小特許所有者の許可を得ないで特許発明又は実用新案について製造し、使用し又は輸入することを個人、法人又は組織に認可することができる。

1. かかる認可は、以下の場合にのみ認められる。
  1. 1. 災害、流行病又は戦争等の国家非常事態の状況又は危機的ではなはだしい緊急事態の場合
  1. 2. 公衆の利益にかかわる必要、特に国防及び公の秩序、食糧若しくは公衆衛生に関係するもの又はその他緊急の必要に対応するための政府による非商業的使用の場合
  1. 3. 司法的手続を経て反競争的であると判断された慣行を是正するためであって、当該反競争的慣行を是正するためには保護されている発明の活用が必要であると裁判所が認めた場合
  1. 4. 当該発明又は実用新案をラオス人民民主共和国における合理的な需要を満たすために実施しない場合

2. かかる使用の各認可は、その個々の得失に基づいて検討されるものとし、かかる使用の範囲及び期間は、認可の目的によって限定される。権利所有者は、かかる認可の付与に反対するための証拠を提示する権利及び当該発明又は実用新案の国内需要を満たすためのほかの条件を提案する権利を有する。
3. かかる使用は、それを享受する企業又は営業権の部分と一括してでなければ、たとえサブライセンス付与の形であっても、非排他的かつ移転不能とする。
4. 認可に際しては、権利所有者は、それぞれの場合の事情に照らし、認可の経済的価値を考慮に入れて、適切な報酬を支払われなければならない旨を規定する。認可を付与する命令においては、報酬の額又は額を決定する方法及び報酬の支払にかかる条件を明示する。権利所有者は、報酬にかかる条件、報酬の決定方法及び報酬の支払にかかる条件を提案する権利を有する。反社会的慣行を是正する必要性は、1.3 にいう場合における報酬の額を決定する際に考慮に入れることができる。
5. 権利所有者は、科学技術省に対し、通知の受領日から 60 日以内に報酬の適正な額又は不当な事情に関して再検討するよう請求することができる。
6. 科学技術省は、かかる認可を付与する決定及び権利所有者に支払われる報酬に関する決定について直ちに権利所有者に通知する。
7. 1.1, 1.2 又は 1.4 にいう認可について
  - 7.1. かかる使用の何れも、主としてラオス人民民主共和国の国内市場への供給のために認可される。
  - 7.2. かかる使用は、意図される利用者がかかる利用の前に合理的な商業条件で特許又は小特許所有者から許可を得る努力をし、かつ、かかる努力が合理的な期間内に成功しなかった場合にのみ認められる。
  - 7.3. 7.2 の要件は、国家非常事態又は危機的ではなはだしい緊急事態の場合に適用を差し控えることができるものとし、その場合、権利所有者は、それでも、合理的に可能な限り速やかに通知されなければならない。
  - 7.4. 7.2 の要件は、公共の非商業的使用の場合に適用を差し控えることができる。政府又は請負人が、特許又は小特許の調査をすることなしに、有効な特許又は小特許が政府により又は政府のために使用されるか又は将来使用されることを知っているか又は知る明白な理由を有する場合は、権利所有者は、直ちに通知されなければならない。
8. かかる使用の認可に関する決定及びかかる利用について支払われる報酬に関する決定の法的有効性は、司法審査に従う。認可の付与に関するかかる上訴は、通知から 60 日以内に提出しなければならない。
9. 認可が 1.4 に基づいて第三者から請求された場合は、当該請求は、以下の要件を満たさなければならない。
  - 9.1. 請求は、特許出願日から 4 年又は特許付与日から 3 年のうち何れか遅く期間が切れる方よりも前に提出してはならない。
  - 9.2. かかる請求を行う者は、特許を受けた発明又は実用新案にかかる需要がラオス人民民主共和国において国内製造又は輸入の何れによっても満たされていない旨及び請求を行う者は請求されている認可が付与されれば合理的な条件で当該発明又は実用新案により供給を行う能力を有する旨の証拠を提示しなければならない。この証拠においては、特許又は小特許所有者に報酬を支払う必要性を考慮に入れなければならない。

9.3. 科学技術省は、特許又は小特許所有者に対し 90 日以内に請求について通知するものとし、かつ、(該当する場合)特許又は小特許所有者に対し、正当な理由により当該発明又は実用新案にかかる需要を満たせないことを正当化する証拠を提示する機会を与える。

9.4. かかる認可は、特許又は小特許所有者が正当な理由によりラオス人民民主共和国において実施できないこと又は需要を満たせないことを正当化した場合は拒絶される。

10. 如何なる場合においても、かかる認可が特許又は小特許所有者から当該発明又は実用新案を活用し続ける権利を奪うように運用されてはならない。

11. ここに付与される認可は、ここに定める規定及び保護に従うことを条件として、非常事態の継続又は新たな非常事態を考慮に入れて条件を訂正することができる。

12. かかる使用の認可は、認可を受けた者の正当な利益が適切に保護されることを条件として、認可に至った事情が消滅して再発しそうにない場合又は認可を受けた者が当該発明又は実用新案の使用を認可する命令に記載されている要件を満たさなかった場合は、終了させられる。

12.1. 科学技術省は、権利所有者又はその他の関係者当事者の請求に基づいて当該認可の根拠となった事情の存続の有無を審査する権原を有する。

12.2. 認可の根拠となった事情が消滅して再発しそうにないと考えられる場合は、科学技術省は、当該認可を受けた者の正当な利益の適切な保護を与えるための合理的な定めをする。

12.3. 科学技術省は、認可に至った状態が再発しそうな場合は、ラオス人民民主共和国において当該認可の停止を拒絶する権原を有する。

## 第 65 条 商標の不使用

商標の不使用とは、下記の場合とする。

1. 商標が継続して 5 年間使用されていない。

2. 商標の使用が名ばかりの使用であったか又は使用が所有者による公正のものでなかった。何れの個人、法人又は組織も、不使用の商標の登録を失効又は取り消すよう科学技術省に請求することができる。何れの失効又は取消手続においても、所有者は、商標の不使用を正当化する理由を提示する権利を有する。所有者の意思とは無関係に生じた使用に対する障害は、不使用の正当な理由として認められる。

商標は、その登録の対象である商品又はサービスに又はこれらとの関連で所有者により又は所有者の許可を得た他者により所有者の管理を受けて使用されている場合は使用されているとみなす。

## 第 66 条 集積回路の配置に関する条件

国内、国外を問わず、集積回路の配置が商業上の利益のために活用されている場合は、集積回路の配置の登録出願は、集積回路の配置の最初の商業上の活用から 2 年以内に提出されなければならない、何れにしてもその期間は創作日から 15 年を超えてはならない。

## 第 67 条 (改訂) 地理的表示の活用

登録者が地理的表示の登録要件に基づいて行動しない場合は、個人、法人又は組織は、登録された地理的表示の活用を停止させる訴えを科学技術省に対して起こすことができる。科学技術省は、規定した要件を規定期間内に遵守すべき旨を登録者に通知する。登録者がその行

動をなさない場合は、当該地理的表示の活用は停止される。

## 第 IV 編 植物新品種

### 第 1 章 植物新品種の要件

#### 第 68 条 属及び種

属及び種は、別個の規則に定める。

#### 第 69 条（改訂） 植物新品種の登録要件

植物新品種として登録されるべき植物品種は、以下の要件をすべて満たさなければならない。

1. 新規であること
2. 区別性があること
3. 均一であること
4. 安定していること

上記の要件に加えて、植物新品種の名称付与が考慮される。

#### 第 70 条（改訂） 新規性

品種は、育成者の権利にかかる出願日において、当該品種の繁殖材料又は収穫された材料が育成者により又は育成者の同意を得て、当該品種の活用の目的で、以下の期間内に他者に販売され又は他の方法により処分されていない場合は、新規であるとみなされる。

1. 国内出願日前 1 年を超える期間又は
2. 他の領域においては、前記の日の前 4 年より前又は樹木若しくは蔓植物の場合は 6 年より前

#### 第 71 条（改訂） 区別性

品種は、出願日の時点において、その存在が周知の事実である他の品種から明確に識別できるものである場合は、区別できるとみなされる。

何れかの国において新規に登録された品種は、当該品種が周知のものであるとみなされる。

#### 第 72 条 均一性

品種は、その繁殖の特定の特徴から予期され得る変化を除外して、その関係特性が十分に均一な場合は、均一性を有するとみなされる

#### 第 73 条 安定性

品種は、反復繁殖の後又は繁殖の特定の周期の場合は当該各周期の終了時において、その関係特性に変化がないときは、安定しているとみなされる。

#### 第 74 条（改訂） 品種の名称

植物新品種は、以下の要件に従って名称を付する。

1. 各品種は、その属名称になる名称により命名する。品種の名称として登録された名称にかかる如何なる権利も、育成者権の消滅後も当該品種に関連する当該名称の自由な使用を妨げるものではない。

2. 意図される名称は、当該品種の特定を可能にするものでなければならない。それは、当該品種の特性、価値若しくは識別性又は育成者の身元に関して誤認又は混同を生じさせる虞があるものであってはならない。それは、ラオス人民民主共和国又は外国の領域における同一の植物種又は密接に関係している種の既存の品種を指示するすべての名称と異なるものでなければならない。
3. 名称は、規則に定める要件に従って育成者権が承認されるのと同時に登録される。
4. ラオス人民民主共和国の領域内において、当該領域内で保護されている品種の繁殖材料を販売のために申し出るか又は市場に出す個人、法人又は組織は、当該品種にかかる育成者権の消滅後も、当該品種の名称を使用しなければならない。ただし、優先権により本条の名称の使用が妨げられる場合を除く。
5. ある品種が販売のために申し出られるか又は市場に出されるときは、商標、商号又はその他類似の表示を登録されている品種名称と関連付けることが認められる。かかる表示がそのように関連付けられた場合でも、名称は容易に認識できなければならない。

## 第2章 植物新品種の登録

### 第75条 出願適格性

出願に適格な個人、法人又は組織は以下のとおりとする。

1. 前記の育成者は育成者権を出願することができる。
2. 2以上の者が共同で新品種を育成した場合は、かかる者は植物育成者権を共同で出願することができる。所有権の配分にかかる特別の宣言が何ら存在しない場合は、これらの者は、当該品種の均等部分の所有者であるとみなされる。
3. 外国の個人、法人又は組織は、ラオス人民民主共和国の領域内でラオス国民に与えられるのと同等の待遇を享受する。ただし、居所又は営業所を有さない者はラオス人民民主共和国にかかる営業所を有する代理人を選任するとの要件に従うことを条件とする。

### 第76条（改訂） 優先日

優先権主張については、以下のとおりとする。

1. ラオス人民民主共和国が加盟国である植物品種保護に関連した国際条約の加盟国である何れかの国において植物新品種の登録出願を提出した育成者は、最初の出願の出願日から12月間、ラオス人民民主共和国における同種の育成者権の付与を求める出願の提出において、優先日を享受する。
2. 最初の出願提出がラオス人民民主共和国が加盟国である植物新品種保護に関連した国際条約に非加盟である国において又は政府間組織においてなされた場合には、出願人は、当該国又は政府間組織がラオス人民民主共和国からの植物育成者に対して保護権を付与した時点で、優先日を享受する。
3. 植物新品種の登録を求める出願を行った出願人は、最初の出願を構成する書類及び願書の写しであって当該出願の提出先の当局により真正な写しであるものとして認証されたものを、試料又は双方の出願の主題である品種が同一である旨のその他の証拠と共に提出して、ラオス人民民主共和国における出願の出願日から3月以内に、ラオス人民民主共和国内若しくは外国又はラオス人民民主共和国が加盟国である国際機関における植物新品種の登録官庁へ以

前に提出された 1 又は複数の出願に基づく優先日を請求することができる。

4. 育成者は、優先期間の満了から 2 年以内又は最初の出願が拒絶若しくは取り下げられた場合は当該拒絶若しくは取下後適切な期間内に、第 80 条に基づく審査の目的で要求される必要な情報、書類又は材料を科学技術省に提出する。

5. 他に出願の提出又は 1 に規定する最初の出願の対象である品種の公表若しくは使用等の出来事が生じた場合、その出来事は後の出願を拒絶する理由とはならない。かかる出来事は、何らかの第三者の権利を生じさせることもない。

## 第 77 条 登録出願

植物育成者権の出願に適格な個人、法人又は組織は、植物品種の登録を科学技術省に出願することができる。新品種の各登録出願は、単一の植物品種に関するものでなければならない。植物品種保護にかかる出願及び付随資料は、ラオス語又は英語の何れかにより提出する。出願又はその他の資料について出願日又は提出日を確定するにはかかる提出で足りる。ただし、英語により提出された出願又は書類については、出願人は、かかる出願又は提出から 90 日以内にラオス語への翻訳文を提出しなければならない。この翻訳文は、正確な翻訳であることを認証されなければならない。

出願には、以下の要素を含めなければならない。

1. 植物育成者権を求める願書
2. 育成者の名称及び出願人が育成者でない場合は出願人の所有権の根拠にかかる陳述書
3. 委任状は、ラオス人民民主共和国内の代理人によって提出された出願の場合、当該代理人の名称及び宛先を表示する。
4. 意図されている新名称
5. その区別性、均一性及び安定性を記載した当該品種の説明並びに系統及び育成手続の説明
6. 新品種の繁殖材料の生育可能な試料又は繁殖材料に関する陳述書
7. 利用可能な場合は、区別性、均一性及び安定性の要件が満たされているか否かを決定するのに必要なデータ
8. 科学技術省が必要とする可能性があるその他の情報
9. 該当手数料及びサービス料金の納付にかかる領収証

出願には、第 76 条に規定する優先日の主張を含めることができる。科学技術省は、出願を受理し、少なくとも上記 1、5 及び 9 に定められた書類からなる出願に出願日を付与する。植物新品種の登録を希望する個人、法人又は組織は、科学技術省によって定められた期間内に、要件のすべてを満たさなければならない。

## 第 78 条（新規） 植物新品種登録出願の審査

科学技術省は、植物新品種登録出願を、第 77 条に定義されているとおりに正確で、かつ、完全なものであるかについて、審査を行う。出願が正確で、かつ、完全なものである場合には、科学技術省は、出願人に対して出願日を認証する。出願が不完全又は不正確なものである場合には、科学技術省は、通知の発行日から 60 日以内に、当該出願を補正することを、出願人へ通知する。

### **第 79 条（新規） 植物新品種登録の公告**

科学技術省は、方式審査を完了すると、植物新品種登録出願を要約し、かつ、その植物新品種を公報に公告する。

第三者は、かかる登録に対して、公告日から 90 日以内に異議を申し立てることができる。

### **第 80 条（改訂） 植物新品種登録出願の実体審査**

植物新品種登録出願は、第 69 条から第 73 条までに定められた条件を遵守しているか否かについて、実体審査を受ける。審査過程において、科学技術省は、植物品種試験当局と協働して、植物品種栽培試験又は他の必要な試験を実施し、出願人は育成試験若しくは育成試験結果の検討又は既に実施されているその他の実験のために発生した費用を負担する。育成試験若しくは育成試験結果の検討又はその他の実験のための費用は、特定の各期間において、国内及び外国の両方の各農業試験センターの判断に依拠する。科学技術省は、育成者に対して、必要な場合には、情報、書類若しくは繁殖材料又はすべての収穫した材料を提供することを要求することができる。出願が他の国又は政府間組織に提出されている場合、科学技術省は、登録の検討に使用するために、かかる国又は組織の植物品種保護当局によって認証された当該出願及び審査報告の写しを請求する。出願人は、証明書が発行される前は何時でも、補正された説明が適格的に正確である旨を科学技術省が受け入れることができる証拠に基づいて、説明に追加を行い又は説明を補正することができる。ただし、第三者に対する権利侵害が生じないことを条件とする。

### **第 81 条（新規） 登録**

方式審査後、植物新品種登録出願が本法に定められたすべての要件を満たしている場合、科学技術省は、その植物新品種登録出願を登録し、当該出願人に登録証を発行し、当該登録を記録し、かかる植物新品種登録の結果を公報に公告する。

## **第 3 章 植物新品種所有者の権利及び義務**

### **第 82 条（改訂） 植物新品種所有者の権利**

植物新品種所有者は、以下の権利を有する。

1. 個人、法人又は組織が下記のことをするのを妨げること
    1. 1. 生産、複製又は追加生産
    1. 2. 繁殖の目的での状態調節
    1. 3. 販売の申出
    1. 4. 販売又は頒布
    1. 5. 輸入
    1. 6. 輸出
    1. 7. 上記 1. 1 から 1. 6 までに記述した目的の何れかのための所持
  2. 自己の許可に条件及び制限を付すること
  3. 法令に基づく自己の権利を、訴訟を提起する等により他者による侵害から守ること及び他者により引き起こされた損害にかかる補償を受ける権利
- 保護されている品種の繁殖材料を無許可で使用して得た収穫材料(植物全体及び植物の部分



を含む)を対象とする 1.1 から 1.7 までという行為は、育成者が当該繁殖材料に関して自己の権利を行使する合理的な機会を有したのでない限り、育成者の許可を必要とする。本項の規定は、同様に、保護されている品種の収穫材料から直接作られた製品に関して適用される。

1 及び 2 の規定は、以下に掲げる品種に関しても適用される。

1. 本質的に保護されている品種から導き出された品種。ただし、保護されている品種自体が本質的に導き出された品種でない場合に限る。
2. 保護されている品種から第 71 条に従って明確に区別することができない品種
3. 生産のために保護されている品種の反復使用を必要とする品種。植物品種所有者は、自然界における植物品種の選択、植物品種の突然変異、ソマクローナル変異、原品種との繁殖を目的とする異なるタイプの品種の選択、植物の遺伝子工学のような、原植物品種の実質的な遺伝子型から得られる植物品種権利が付与される。

植物品種所有者以外の個人、法人又は組織は、本法において特段の定めがない限り、植物品種所有者による許可なしで、ラオス人民民主共和国において、第 1 段落から第 4 段落までに記載された行為の何れも行ってはならない。

### **第 83 条 (改訂) 植物新品種の保護期間**

植物新品種の保護期間は、樹木及び蔓植物については育成者権の付与日から 25 年の固定期間、その他の植物品種については育成者権の付与日から 20 年とする。保護期間を維持するためには、植物新品種所有者は、年金及びサービス料金を前納する。

### **第 84 条 仮保護**

育成者権付与出願の公告と当該権利の付与との間の期間中は、育成者権の所有者は、当該権利が付与されたときには第 82 条に規定する育成者の許可を必要とする行為を前記の期間中に実行した者から公正な報酬を受ける権利を有する。

### **第 85 条 植物新品種所有者の義務**

植物新品種の所有者は、第 63 条に基づく産業財産所有者と同一の義務を負う。

## **第 4 章 植物新品種に関する例外及び制限**

### **第 86 条 (改訂) 育成者権の例外**

育成者権は、以下の場合に、除外される。

1. 私的に、かつ、非商業目的で行われた行為
2. 実験目的で行われた行為
3. 他の品種を育成する目的で行われた行為及び第 82 条第 3 段落の規定が適用される場合を除く、当該他の品種に関する生産若しくは複製(増殖)、繁殖目的での状態調節、販売の申出又は販売若しくはその他の市場取引の行為

科学技術省は、必要に応じて権利を制限し、かつ、法令に従って育成者の正当な権利を保護して、農業者が、自己の保有地においては、保護されている品種又は本法第 82 条第 3 段落 1 若しくは 2 によって保護される品種を当該保有地に植えることにより得た収穫物を繁殖目的で使用することを、当該農業者に対して許可するために、育成者の権利を各植物品種に制限

する。

### 第 87 条 育成者権の消尽

育成者権は、保護されている品種又は第 82 条 3 の規定の対象となっている品種の何れかの材料であって育成者又はその同意を得てラオス人民民主共和国の領域において販売若しくはその他の方法で市場取引されたもの又は当該材料から導き出された何れかの材料に関する行為には及ばない。ただし、かかる行為が以下のようなものでない場合に限る。

1. 当該品種の一層の繁殖を伴うもの
2. 当該品種の材料であって当該品種の繁殖を可能にするものの、当該品種が属する植物の属又は種の品種を保護しない国への輸出を伴うもの。ただし、輸出された材料が最終消費目的のものである場合を除く。

第 1 段落の適用上、品種との関係での「材料」とは以下をいう。

1. 何れかの種類の繁殖材料
2. 植物全体又は植物の部分を含む収穫された材料
3. 収穫された材料から直接作られた産物

### 第 88 条 (改訂) 商業を規制する措置

育成者は、権利が付与された場合であっても、以下に関して権利を行使するときに、関係当局の行政措置に準拠する。

1. 健康及び環境に重大な直接的又は間接的な影響を及ぼす植物新品種
2. 安全、環境及び健康に関して評価を受けていない又はラオス人民民主共和国の法令に違反する行為をなすための遺伝子組み換えから導き出された植物新品種

### 第 89 条 (改訂) 育成者権の無効

ラオス人民民主共和国によって付与された育成者権は、以下の場合に無効とされる。

1. 第 70 条又は第 71 条に定める条件が、育成者権付与の時点で満たされていない場合
2. 登録の検討のための科学技術省に対する情報及び基本書類の提供が不正確であって、育成者の事実に沿っていない場合
3. 育成者権が当該育成者権を受ける権利を有さない者に付与された場合。ただし、育成者権が当該育成者権を受ける権利を有する者に移転されていない場合に限る。育成者権は、第 1 段落に言及されていること以外の理由で無効を宣言してはならない。

### 第 90 条 育成者権の取消

ラオス人民民主共和国により付与された育成者権は、以下の場合に取り消すことができる。

1. 第 72 条又は第 73 条に定める条件が最早満たされていない。
2. 育成者が請求を受けた後、所定の期間内に、当該品種の維持を証明するのに必要と認められる情報、書類又は材料を当局に提供しない。
3. 育成者が自己の権利の効力を維持するために納付すべき手数料及びサービス料金を納付しない。
4. 育成者が、権利付与後に当該品種の名称が取り消された場合に他の適切な名称を申し出ない。

育成者権は、1 から 4 までにいう以外の理由で取り消してはならない。

#### **第 91 条（改訂） 公益に基づく制限**

政府は、緊急の公共の必要性に応じることが必要な場合には、権利所有者の許可なしで、保護されている品種の活用を許容する告示を發布することができるが、権利所有者は、公正な報酬を受ける。

## 第V編 著作権及び著作隣接権

### 第1章 著作権の保護

#### 第92条 保護に適格の作品

著作権は、文学、科学及び芸術の領域におけるすべての作品について、その表現の様式又は形態如何に拘らず、ただし、それがその創作者の独創的な創作物であることを条件として、利用可能である。著作権は、以下に掲げるものについて利用可能である。

1. 芸術作品には以下の作品等が含まれる。

1.1. 線描、絵画、彫刻、石版画、タペストリー又は刺繍及びその他の美術作品

1.2. 彫刻、彫版及びその他の彫刻作品

1.3. 建物又は構築物の設計、内部又は外部の装飾、デザイン及びその他の建築作品

1.4. 技工法を用いた写真及び類似の方法により表現された作品

1.5. 説明画、地図、平面図、スケッチ及び地理、地形、建築又は科学に関する立体作品

1.6. 音楽劇作品、パントマイム又は演劇、舞踊作品及び実演のために創作されたその他の作品

1.7. 編曲を含む歌詞を伴うか又は伴わない音楽作品

1.8. 録音体

1.9. 応用芸術作品

1.10. フィルムその他の映画作品又は類似の方法で表現された作品で、動画として継続的に映写すること及び同様に動画として継続的に投射できるように他の材料に記録することが可能な像の連続から成る視聴覚作品(かかる作品のサウンドトラックを含む)を含む。

2. 文学作品には以下のような作品が含まれる。

2.1. 書籍、論文、パンフレット、雑誌、印刷物及びその他の記録された作品

2.2. 講義、スピーチ、演説、講演、説教及びその他の記録された口頭による作品

2.3. 脚本、物語、詩歌

2.4. ソースコード、オブジェクトコードを問わず、コンピュータープログラム及びデータ編集物

3. 百科事典、選集又はデータ編集物等の文学作品又は芸術作品の収集物で、その内容の選択及び配置のゆえに知的創作物を構成するもの。

著作権との関係で、作品は、有形の媒体により固定されたときに創作されたものとみなす。

#### 第93条 二次的著作物

二次的著作物は、二次的著作物の基礎となっている原作品の創作者の権利を害することなく、原著作物として保護される。

#### 第94条 著作権保護に非適格なもの

以下のものは、著作権保護に非適格である。

1. 単なる報道資料の性格を有する日ごとのニュース又は雑多な事実

2. 着想、手続、運用方法又は数学的概念自体

3. 立法、行政又は法律的な性格の公式の文及びかかる文の公式の翻訳文

## 第2章 著作隣接権の保護

### 第95条（改訂） 著作隣接権の保護に適格な者

著作隣接権の保護に適格な者は以下のとおりとする。

1. 俳優、歌手、音楽家、踊り手及び文学若しくは芸術作品又は民間伝承の表現を演じ、歌い、表現し、朗読し、役を演じ又はその他の方法で実演するその他の者を含む実演者
2. 実演の音若しくはその他の音の最初の固定物又は音の表現物を収取する録音体制作者
3. ラジオ放送又は無線/有線による公衆向け視聴覚放送を創始し、実行した放送事業者及び放送組織

### 第96条（改訂） 著作隣接権の保護適格性

以下のものは著作隣接権の保護に適格である。

#### 1. 実演

1.1. ラオス国民、ラオス人民民主共和国に居住する外国人又は無国籍者によるラオス又は国外における実演

1.2. 外国人によるラオス人民民主共和国における実演

1.3. ラオス人民民主共和国が締約国である国際条約及び協定に基づいて保護されている実演

#### 2. 録音体の制作

2.1. ラオス国民、ラオス人民民主共和国に居住する外国人又は無国籍者によるラオス又は国外における録音体の制作

2.2. 外国人によるラオス人民民主共和国における録音体の制作

2.3. ラオス人民民主共和国が締約国である国際条約及び協定に基づいて保護されている録音体の制作

#### 3. 放送

3.1. ラオス国民、ラオス人民民主共和国に居住する外国人若しくは無国籍者又はラオス人民民主共和国内に本社を有する放送組織による国内若しくは国外での放送

3.2. ラオス人民民主共和国内に存在する送信機及び受信機によって放送される放送

3.3. ラオス人民民主共和が加盟国である国際条約及び協定に基づいて保護されている放送

4. 暗号化されているか若しくは暗号化されていないプログラムを送信する放送又は衛星信号の放送

4.1. ラオス人国民、ラオス人民民主共和に居住する外国人若しくは無国籍者によるラオス又は国外における暗号化されているか若しくは暗号化されていないプログラムを送信する衛星放送

4.2. 外国人によるラオス人民民主共和における暗号化されているか又は暗号化されていないプログラムを送信する衛星放送

4.3. ラオス人民民主共和が締約国である国際条約及び協定に基づいて保護されている暗号化されているか又は暗号化されていないプログラムを送信する衛星放送

実演、録音体及び暗号化されているか又は暗号化されていないプログラムを送信する衛星放送は、作品にかかる著作権を害することなく、1、2、3及び4に規定されているところによ

り保護される。

### 第3章 著作権又は著作隣接権の通知

#### 第97条 著作権又は著作隣接権の通知

著作権又は著作隣接権は、作品が創作された時に登録要件なしに直ちに発生する権利であるが、特に権利侵害又は紛争の場合における証拠又は記録のために、権利の通知を科学技術省に記録することができる。

#### 第98条 著作権又は著作隣接権通知の記録

著作権又は著作隣接権通知の申請があったときは、科学技術省は、申請が所定の要件を満たすことを条件として、通知を記録し、証拠の受領証を交付する。著作権又は著作隣接権通知には、作者の名称、作品の名称及び創作の日付を表示するが、申請人の権利を定めてはならない。

### 第4章 著作権所有者

#### 第99条 著作権所有者

作品にかかる著作権の所有者を作者とする。作品が共同で作られた場合は、別段の合意がない限り、所有権は共同で作者に属する。

作品が雇用の過程で作られた場合は、別段の合意がない限り、使用者を所有者とする。

著作権の所有権及びそれに基づく経済的権利は、契約により譲渡し又は相続により移転することができる。

契約（雇用契約であってそれに基づいて作品又は録音が創作されたものを含む）により著作権の所有権及び経済的権利を取得し又は保有する者は、かかる権利を自己の名称で行使しかつこれらの権利から導き出された利益を全面的に享受することができる。

#### 第100条 実演又は映画作品への創造的貢献者

監督、編集者、撮影技師、舞台主任、コンポーザー、シナリオライター、音響技師、照明技師、スタジオアーティスト、スタジオインストルメントマネジャー、技術主任及び類似の貢献をしたその他の者を含む、実演又は映画作品に創造的貢献をした者は、当該映画作品の共同作者であるとみなされる。

かかる貢献者は、当該事情の下で不可能でない限り、自己の貢献について名を挙げられる権利を有する。

上記にも拘らず、書面による別段の合意がない限り、かかる作者は、当該作品の複製、頒布、講演、無線、放送若しくはその他の公衆への伝達手段による公衆への伝達又はテキストの字幕付けやダビングに異議を唱える権利を有さない。

本段落は、映画作品の作成のために創作されたシナリオ、会話及び音楽作品の作者又は主たる監督には適用されない。

## 第 101 条 著作者人格権

作者が最早作品にかかる経済的権利の所有者でない場合であっても、当該作者は、以下の著作者人格権を有する。

1. 当該作品の最初の開示及び最初の公表
2. 以下を含む帰属にかかる権利
  - 2.1. 作品の作者としての地位を主張すること
  - 2.2. 自己の名称を表示させかつ当該作品に関する宣伝活動に関連して使用させること
  - 2.3. 変名又は筆名を使用すること又は作品を匿名で発表すること
  - 2.4. 作品の他者への誤った帰属に異議を唱えること
  - 2.5. 自己が実際に創作しなかったか又は他者によって変更された作品との関連での自己の名称の使用に異議を唱えること
3. 作品の歪曲、骨抜き若しくはその他の変更又は作品に関するその他の行為で作者の名誉若しくは誠実性を害するものに異議を唱えること

自己の名称が使用されている作品の作者でない者は、3 に規定されているのと同じの権利を有する。

最初の開示及び最初の発表の権利は、作者の一生の間、作者が利用し得るものとし、その後当該権利は、作者の死後の当該権利の行使について作者が書面により定めていない限り、消滅する。2.1, 2.2, 2.3 及び 3 に基づく権利は、作者の経済的権利の存続期間の終了時まで持続する。2.4, 2.5 及び第 2 段落に基づく権利は、期間の制限なしに、何れの利害関係人も行使することができる。

## 第 102 条 経済的権利

文学又は芸術作品の作者又はその他の著作権所有者は、自己の作品に関して以下の行為を実行又は許可する排他権を有する。

1. かかる作品の収集物を作成すること
2. かかる作品を何れかの態様又は形態（かかる作品の複製品の頒布を含む）で再現すること
3. かかる作品の翻訳文を作成すること
4. かかる作品を放送すること
5. かかる作品を有線若しくは無線の拡散により又は放送により公衆に送信すること
6. 作品の放送を拡声器又はその他類似の標識、音響若しくは画像による伝達機器により公衆に伝達すること

別段の定めがないときは、4 に従って付与される許可は、放送された作品を音響又は画像を記録する機器の手段により記録することの許可を意味しない。

文学作品については、文学又は芸術作品の作者又はその他の著作権所有者は、自己の作品に関して以下の行為を実行又は許可する排他権を有する。

1. 自己の作品を何れかの手段又は方法により公衆に朗読すること
2. 自己の作品の朗読を公衆に伝達すること
3. 自己の作品の朗読を翻訳すること

演劇、音楽劇及び音楽作品に関しては、文学又は芸術作品の作者又はその他の著作権所有者は、自己の作品に関して以下の行為を実行又は許可する排他権を有する。

1. 自己の作品を公衆に実演すること。何れかの手段又は方法によるかかる公演を含む。

2. 自己の作品の公衆に伝達すること

3. かかる作品の実演を翻訳すること

作者又はその他の著作権所有者は、以下のように自己の作品の翻案、編曲（改作）又はその他の変更を実行又は許可する排他権を有する。

1. 文学又は芸術作品の映画への翻案及び再現を行うこと並びにこのように翻案又は再現された作品の頒布

2. このように翻案又は再現された作品の公演又は有線若しくはその他の方法による公衆への伝達を行うこと

作者又はその他の著作権所有者は、以下の事柄を実行若しくは許可又は禁止する排他権を有する。

1. 録音、コンピュータープログラム又はデータ若しくはその他の材料の編集物の全部又は一部の直接又は間接の再現

2. 録音の複製のラオス人民民主共和への輸入。かかる複製が関係権利所有者により市場に出されたか否かを問わない。

3. 録音の原物及び各複製品の販売、賃貸又はその他の方法による最初の公の頒布

4. 直接又は間接の商業的利点の目的での記号法の形態による視聴覚作品、録音又は音楽作品の原物又は複製品の有料貸出、リース又は貸与

5. コンピュータープログラム又はデータベースについては、4に規定する権利。ただし、コンピュータープログラムの複製品がそれ自体では有料貸出の本質的な目的ではない場合を除く。権利所有者の同意を得てコンピュータープログラムの原物又は複製品を市場に出すことは、有料貸出権を消尽するものではない。

作者又はその他の著作権所有者は、作品の原物又は複製品の輸入又は輸出を実行又は許可する排他権を有する。この権利は、著作権又は著作隣接権の所有者の許可を得て適法に取得した原物又は複製品の後の輸入又は輸出を妨げることには及ばない。

文学又は芸術作品の作者又はその他の著作権所有者は、以下の事柄を実行又は許可する排他権を有する。

1. これらの作品の映画による翻案及び再現並びにこのように翻案又は再現された作品の頒布

2. このように翻案又は再現された作品の公演及び有線又は無線による公衆への伝達

文学又は芸術作品から導き出された映画作品その他の芸術形態への翻案は、当該映画作品の作者の許可権を害することなく、依然として原作品の作者の許可を受けなければならない。

文学・演劇・音楽劇作品、音楽作品、振付け作品、無言劇並びに映画及びその他の視聴覚作品（映画又はその他の視聴覚作品の個々の映像を含む）の作者又はその他の著作権所有者は、以下の事柄を許可する排他権を有する。

1. 自己の作品の公演。何れかの手段又は方法による公演を含む。特に録音の場合は、著作権で保護されている作品をデジタル音声伝送手段により公に実演すること

2. 自己の作品の実演の公衆への伝達

3. 自己の作品の実演の翻訳

### 第 103 条 著作者人格権及び経済的権利の侵害

作者以外の如何なる個人、事業体又は組織も、作者による許可を得ずに第 101 条にいう行為



の何れも実行してはならず、かつ、本法に別段の規定がある場合を除いては、許可を得ていないかかる行為の何れも作者の著作者人格権の侵害行為であるものとみなされる。

作者以外の如何なる個人、事業体又は組織も、作者による許可を得ずに第 102 条にいう行為の何れも実行してはならず、かつ、本法に別段の規定がある場合を除いては、作者の許可を得ていないかかる行為の何れも作者の経済的権利の侵害行為であるものとみなされる。

作者又は著作権所有者は、他者による自己の著作者人格権又は経済的権利の侵害から法令に基づく自己の権利を守る権利、たとえば訴訟を提起する権利及び他者により引き起こされた損害に対する補償を受ける権利等を有する。

#### **第 104 条 コンピュータープログラム及びデータ編集に関する著作権**

コンピュータープログラムとは、コンピューターを操作するため又は一定の結果を出すためにコンピューターにより使用される 1 組の命令又はその他の物をいい、コンピューター言語如何を問わない。コンピュータープログラムは、ソースコード、オブジェクトコードに拘らず、文学作品として保護される。

機械可読の形であるかその他の形であるかを問わず、データ又はその他の材料の編集であって、その内容の選択又は配置の理由で知的創作物を構成するものは、文学作品として保護される。かかる作品の保護は、データ又は材料自体には及ばず、また、当該データ又は材料に存在する如何なる著作権も害しない。

#### **第 105 条 伝統的文学及び芸術作品**

伝統的文学又は芸術作品に基づく作品は、同一の伝統的文学又は芸術作品に基づいて独創的な作品を作りかつ伝統的文学及び芸術作品を活用し続ける他者の権利を害することなく、著作権に基づいて保護される。

伝統的文学又は芸術作品の収集物は、類似の収集物を集め又は物語を語り若しくはかかる収集物に含まれる伝統的作品をその他の方法により再現し、変更し又は販売を継続する他者の権利を害することなく、著作権に基づいて保護される。

### **第 5 章 著作隣接権所有者**

#### **第 106 条 著作隣接権所有者**

著作隣接権所有者は、次のとおりとする。

1. 実演者
2. 録音体制作者
3. 放送事業者及び放送組織

#### **第 107 条 実演者の著作者人格権**

実演者の経済的権利とは無関係に、かつ、かかる権利の移転後も、実演者は、自己の生の聴覚的実演又は録音体に固定された実演に関して自己の実演の実演者として特定されることを、当該実演の使用態様によりそうしないことを要する場合を除いて、主張する権利及び自己の実演の歪曲、骨抜き又はその他の変更であって自己の名誉及び評判を害するものに異議を唱える権利を有する。

本条項に従って実演者に付与される権利は、同人の死後、経済的権利の消滅まで維持されるものとし、かつ、実演者がその他の者による当該権利の行使を定めたのでない限り、実演者の相続人により行使される。

#### **第 108 条 実演者の経済的権利**

実演者は、以下の行為について排他権を享受する。

1. 固定されていない実演者の実演に関して
  1. 1. 固定されていない自己の実演の放送及び公衆への伝達。当該実演が既に放送されている実演である場合を除く。
  1. 2. 固定されていない自己の実演の固定
2. 何れかの態様又は形態により録音体に固定された自己の実演の直接又は間接の再現
3. 録音体に固定された自己の実演の原物及び複製品を販売又はその他の所有権移転を通じて公衆の利用に供すること。ただし、かかる権利は、実演者の許可を得て合法的に販売され又はその他の方法により移転された固定された実演の原物及び同一の複製品の後の販売又はその他の所有権移転には及ばない。
4. 録音体に固定された自己の実演の原物及び複製品の公衆への商業的有料貸出。このことは、当該録音物が実演者により又は実演者の許可に基づいて頒布された後も該当する。
5. 録音体に固定された自己の実演を、有線又は無線の手段により、公衆個人が選択する場所及び時において利用できるような方法で、公衆の利用に供すること
6. 契約又は相続により、作品を自己の実演に自由に移転すること

#### **第 109 条 録音体作者の権利**

録音体作者は、以下の行為について排他権を享受する。

1. 何れかの態様又は形態による自己の録音体の直接若しくは間接の再現
2. 自己の録音体の原物及び複製品を、販売又はその他の所有権移転により、公衆の利用に供すること。ただし、この権利は、当該録音体の制作者の許可を得て合法的に販売されたか又はその他の方法により移転された原物及び同一の複製品の後の販売又はその他の移転には及ばない。
3. 自己の録音体の原物及び複製品の公衆への商業的有料貸貸。これは、制作者により又は制作者の許可を得てこれらが頒布された後にも適用される。
4. 自己の録音体を、有線又は無線の手段により、公衆個人が選択する場所及び時において利用できるような方法で、公衆の利用に供すること
5. 契約又は相続により、作品を自己の録音体に自由に移転すること

#### **第 110 条 実演者及び録音体作者の報酬を受ける権利**

実演者及び録音体作者は、放送又は公衆への伝達のために商業目的で公表された録音体の直接又は間接の使用について、単一の公平な報酬を受ける権利を享受する。有線又は無線の手段により、公衆個人が選択する場所及び時において利用できるような方法で公衆の利用に供された録音体は、商業目的で公表されたものとみなされる。

報酬は、実演者と録音体作者との間の合意により規定されるところによる。

### 第 111 条（改訂） 放送事業者及び放送組織

放送事業者及び放送組織は、以下の行為を許可する排他権を享受する。

1. 自己の放送の固定
2. 自己の放送の固定物の再現
3. 自己の放送の無線の手段による再放送
4. 自己の放送のテレビジョン放送の公衆への送信
5. 契約又は相続により、作品を自己の放送に自由に移転すること

### 第 112 条 著作隣接権の侵害

第 103 条の規定は、第 107 条、第 108 条、第 109 条、第 110 条及び第 111 条にいう実演者、録音体制作者、放送事業者及び放送組織の著作隣接権に準用する。

## 第 6 章 著作権及び著作隣接権の保護期間

### 第 113 条 著作権保護の存続期間

著作権の存続期間は、当該作品が創作された日に開始し、かつ、以下にいう日が属する暦年の末日まで継続する。

1. 本条に別段の規定がある場合を除き、作者の死亡日から 50 年後又は共同創作作品については最後に生存した作者の死亡日から 50 年後
2. 匿名又は変名による作品については、作品が合法的に公衆の利用に供された日から 50 年。ただし、以下の場合は、存続期間は、1 に規定するところによる。
  2. 1. 作者が匿名又は変名を用いても作者の身元に疑いの余地がない場合
  2. 2. 匿名又は変名による作品の作者が前記の期間中に自己の身元を開示した場合
3. 映画作品については、作品が作者の同意を得て公衆の利用に供された日から 50 年又は当該作品の制作から 50 年以内に前記の事柄が生じなかったときは、制作から 50 年
4. 応用芸術及び写真については、創作日から 25 年

ラオス人民民主共和が締約国である国際条約又はラオス人民民主共和が署名国である国際協定が存在する場合においては、保護期間は、かかる条約又は協定に定めるところによる。

### 第 114 条（改訂） 著作隣接権保護の存続期間

著作隣接権保護の存続期間は以下のとおりとする。

1. 実演者については、保護期間は実演の日に開始し、実演が録音体に固定された暦年の末日から 50 年間の末日まで継続する。
2. 録音体制作者については、保護期間は録音体が最初に固定された日に開始し、録音体が公表された暦年の末日から 50 年間の末日まで継続し又は録音体の固定から 50 年以内にかかる公表がないときは、録音体の保護期間は、固定が行われた暦年の末日から 50 年間継続する。
3. 放送事業者及び放送組織については、保護期間は放送の日に開始し、当該プログラムが最初に放送された暦年の末日から 50 年間の末日まで継続する。

## 第7章 著作権及び著作隣接権の制限及び義務

### 第115条（改訂） 公正な使用に合致する行為

以下の行為は、作者の同意なしに、かつ、報酬なしに許容される。

1. 既に合法的に公衆の利用に供されている作品からの引用であって、公正な使用に合致し、かつ、その範囲が目的により正当化される範囲を超えないもの。報道内容要約の形での新聞記事及び定期刊行物からの引用を含む。
2. 目的により正当化される範囲での、教育又は科学研究のための刊行物中の説明画、放送又は録音若しくは録画による文学又は芸術作品の利用。ただし、かかる利用が公正な慣行に合致することを条件とする。
3. 美術作品、写真及びその他の芸術作品並びに応用芸術作品の写真又は映画による再現。ただし、これらの作品が既に公表され、公に展示され又は公衆に伝達されていることを条件とし、かつ、かかる再現が写真又は映画作品に付随的なものであり、写真又は映画作品の目的ではない場合に限る。
4. 文学作品の点字又はその他の視覚障害者用の文字への翻訳
5. コンピュータープログラムの再現であって当該コンピュータープログラムの通常の運用の中で生じるもの。ただし、当該コンピュータープログラムの使用が著作権所有者の許可の条件に合致することを条件とする。
6. バックアップ若しくはアーカイブ保存のため又は適法に取得した作品であって紛失した、破棄された又は作動しないものの取替のための電子媒体に包含される作品の再現

本条1.及び2.に従って作品が利用された場合において、出所又は作者の名称が作品に示されているときは、それに言及しなければならない。

以下の行為は、公正な使用に合致すること及び出所が明確に表示されることを条件として、作者の同意なしに、かつ、報酬なしに許容される。

目下の経済、政治又は宗教の話題に関して新聞又は刊行物で公表された記事の報道、放送又は有線での公衆への伝達による再現

写真、映画、放送又は電線による公衆への伝達的手段により目下の出来事を報じる関係で、出来事の過程での見聞による文学又は芸術作品は、情報の目的により正当化される範囲内で、再現して公衆の利用に供することができる。

前記の行為は、作品の通常の活用に抵触するものであってはならず、また、作者の正当な利益を不当に害するものであってはならない。

前記の使用が公正な使用となるか否かの判断においては、具体的な規則により更に説明されるように、関係事情全体を考慮に入れる。

本条の規定は、以下の事柄には適用されない。

1. 建築作品の再現。当該作品の建設によるものを含む。
2. 著作権又は著作隣接権を保護するための保護手段の回避又は電子的権利管理情報の無許可の除去若しくは変更を必要とする再現

### 第116条 著作隣接権の制限及び例外

著作権に適用される制限及び例外は、同様に著作隣接権に準用する。

## 第 117 条 著作権及び著作隣接権所有者の義務

著作権及び著作隣接権所有者の義務は、第 63 条に従って履行される。

## 第 8 章 集団管理組織

### 第 118 条（改訂） 集団管理組織

集団管理組織とは、作者、著作権所有者、著作隣接権所有者の間の合意に基づいて設立された組織であって、著作権及び著作隣接権を保護するために法に従って、かつ、科学技術省の管理に基づいて機能する、著作権及び著作隣接権を管理する組織をいう。

### 第 119 条（改訂） 集団管理組織の役割

集団管理組織は、以下の役割を果たす。

1. 作者、著作権所有者、著作隣接権所有者に代わって著作権及び著作隣接権を管理すること；前記の者に代わってライセンス許諾、報酬の取立てに関して交渉すること並びにロイヤルティ、報酬及び許諾された権利の活用の手当金からのその他の実質的な利益を分配すること
2. 上記 1 に言及する者を法的手続において代理すること及びそれらの者に代わって紛争を調停することを含む、会員の権利及び法令上の利益を保護すること

### 第 120 条（改訂） 集団管理組織の権利及び義務

集団管理組織は、以下の権利及び義務を有する。

1. 創作活動及びその他の社会活動の奨励を確立すること
2. 著作権及び著作隣接権の保護に関する相互的關係のある国内組織及び国際組織と協力すること
3. 集団管理に関して、科学技術省に報告すること
4. 本法の規定に従って、その他の権利及び義務を履行すること

## 第 VI 編 知的財産の侵害及び不正競争

### 第 1 章 知的財産の侵害

#### 第 121 条 産業財産権の侵害

産業財産の侵害とは、第 56 条から第 62 条までに規定する何れかの行為で産業財産所有者の許可を受けていないものをいう。

前記に定める行為は、以下の場合は産業財産の侵害とはならない。

1. 主張されている権利が、保護条件が満たされていないゆえに無効である場合
2. 保護期間が満了しているか又は当該権利が最早有効でない場合
3. 所有者の許可を要する場合に所有者が当該の許可を付与したか又は特許若しくは小特許について許可が第 63 条に基づく命令に従って付与された場合
4. 他国の船舶の船上における、当該船舶の船体の特許の主題を構成する装置の機械類、船具、装備及びその他の付属品の中での使用であって、当該船舶が一時的又は偶発的にラオス人民民主共和国の領水に入った場合。ただし、かかる装置がもっぱら当該船舶の必要上ラオスで使用されることを条件とする。
5. 他国の航空機若しくは車両又はかかる航空機若しくは車両の付属品の建造若しくは運用における特許の主題を構成する装置の使用であって、当該航空機又は車両が一時的又は偶発的にラオス人民民主共和国に入った場合
6. 本法に定める例外又は制限の場合

#### 第 122 条（改訂） 植物新品種権の侵害

以下は植物新品種権の侵害となる。

1. 第 82 条に基づいて禁止されている行為の何れかを、なお保護期間中にある植物品種に関して権利所有者の許可を得ずに実行すること
2. 1 に言う行為の何れかを、権利所有者の許可を得て、しかし、かかる許可を与える条件に規定する権利所有者への報酬を与えることなく又はその他の方法でかかる許可の条件に違反して、実行すること
3. ある植物品種の名称の別の品種への使用であって、使用される品種名称が既に保護されている同一グループ内の植物新品種の名称と同一であるか又は類似する場合のもの
4. 異なる植物品種について承認された名称を使用すること

以下の場合は、第 82 条に定める行為の何れを実行することも侵害とはならない。

1. 当該行為が第 91 条に基づいて当該行為を認可する命令の対象である場合
2. 当該材料に関する育成者権が第 87 条に基づいて消尽していること
3. 当該行為が第 91 条に定める公益に基づく制限の対象である場合
4. 育成者権が第 86 条に基づいて裁判所により無効と宣言され、かつ、上訴期間が満了した場合
5. 当該権利が第 90 条に基づいて取り消された場合

#### 第 123 条 著作権及び著作隣接権の侵害

以下は著作権及び著作隣接権の侵害となる。

1. 第 103 条又は第 112 条にいう侵害行為を実行すること
2. 実演者又は録音体制作者が自己の権利の行使と関連して使用する、また、自己の実演又は録音体に関して関係実演者又は録音体の制作者が許可していないか若しくは法律により認められていない行為を制限する、効果的な保護手段を迂回すること
3. それが著作権又は著作隣接権の侵害に導くことを知りつつ又はそのことを知る合理的な理由が有りながら、以下の行為を実行すること
  - 3.1. 許可を得ずに電子著作権管理情報を除去し又は変更すること
  - 3.2. 電子著作権管理情報が許可を得ずに除去されたか又は変更されたことを知りつつ、実演、固定された実演の複製品又は録音体を許可を得ないで頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し又は公衆の利用に供すること
4. 暗号化されているか又は暗号化されていないプログラムを伝達する衛星信号を、合法的頒布者の許可を得ないで商業目的で記録し又は流布させること

## 第 2 章 不正競争

### 第 124 条 不正競争

産業又は商業における誠実な慣行に反する何れの行為も、不正競争行為となる。以下の行為は、不正競争行為となり、禁止される。

1. 商品の出所又は生産者、製造者若しくは販売人の身元にかかる虚偽の表示の直接又は間接の使用
2. 何れかの手段により、競争相手の営業所、商品又は産業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるような内容のすべての行為
3. 競争相手の営業所、商品又は産業上若しくは商業上の活動の信用を傷つけるような内容の虚偽の申立
4. 表示又は申立の使用で、かかる使用が当該商品の内容、製法、特性、用途の適合性又は数量に関して公衆に誤認を生じさせる虞がある場合のもの

### 第 125 条 商標偽造行為

偽造商標商品とは、当該商品に関して正当に登録された商標と同一の又はその本質的な態様において商標から識別することができない、従って当該の商標の所有者の本法に基づく権利を侵害する商標を許可を得ないで付した商品（包装を含む）をいう。

偽造商標商品を作り出し、販売し、販売のために申し出、広告し若しくはその他の方法により市場に出し又は輸入し若しくは輸出することは、本法の違反となる。

### 第 126 条 著作権侵害

著作権侵害商品とは、創作品又は著作隣接権の対象物の複製品である商品であって、当該複製品が下記に該当する場合のものをいう。

1. 権利所有者又は生産国において権利所有者により適正に許可された者の同意を得ないで作られた。
2. 映画館における映画作品を記録する機器の使用を含め、直接又は間接にある物品から作られた。

著作権侵害商品を製造し又はかかる商品を販売し，販売のために申し出，広告し又はその他の方法により市場に出し又は輸出し若しくは輸入することは，本法の違反である。



## 第 VII 編 紛争解決，裁判及び措置

### 第 1 章 紛争解決の方式

#### 第 127 条 紛争解決の方式

知的財産の紛争解決は，以下の方式により実行することができる。

1. 和解
2. 調停
3. 行政救済
4. 経済紛争解決委員会による救済
5. 人民裁判所への訴訟提起
6. 国際紛争解決

#### 第 128 条 和解

当事者は，知的財産権の侵害に関して和解することができる。

和解から生じる合意は，契約及び不法行為に関する法律に規定する契約原則に合致しなければならない。

#### 第 129 条 調停

当事者は，何時でも法令に従って自らの紛争を解決するために，調停の方式を選択することができる。

#### 第 130 条（改訂） 行政救済

当事者らは，法令に従って，知的財産に関する紛争解決を知的財産行政機関に対して意図することができる。行政措置において救済できる紛争は，産業財産及び植物新品種の登録並びに著作権及び著作隣接権に関連する情報の提供に関するあらゆる紛争である。知的財産紛争の行政救済の方法及び手続については，特則に定める。

#### 第 131 条 国境における知的財産紛争に係る行政救済

当事者は，国境における知的財産に関する法令に従った紛争解決を税関当局に申請することができる。

国境における知的財産に関する紛争解決にかかる行政救済手続は，法に定める。

#### 第 132 条 経済紛争解決委員会による救済

当事者は，何時でも，自らの知的財産紛争を経済紛争解決法及びその他の関係法令に従って解決するよう，経済紛争解決委員会に請求することができる。

#### 第 133 条 人民裁判所への訴訟提起

当事者は，法令に従って知的財産紛争に決定を下すよう，人民裁判所に訴訟を提起することができる。

## 第 134 条 国際紛争解決

国際的性格の知的財産紛争解決は、ラオス人民民主共和国が締約国である国際条約又は協定に従って手続を進める。

## 第 2 章 裁判手続及び執行

### 第 135 条 知的財産権侵害に関する裁判手続

自己の知的財産に侵害を被っている原告は、民事訴訟法及びその他の関係法に従って人民裁判所に訴訟を提起する権利を有する。

### 第 136 条 (改訂) 原告

第 135 条の意味における原告は、知的財産所有者、関係実業家、生産者若しくは商人を代理する連盟若しくは団体及び集団管理組織又は知的財産侵害から損害を被っているその他の者であり得る。

### 第 137 条 知的財産侵害に関する人民裁判所の管轄権

人民裁判所は、知的財産権のすべての侵害に関し、場合に応じ民事訴訟法又は刑事訴訟法に規定する手続に従って管轄権を有する。

### 第 138 条 知的財産手続における特別の証拠

新製品を取得する方法にかかる特許の侵害に関する裁判手続において、同一の製品が特許所有者又は同人から許可された者以外の者により製造された場合は、別段の証拠がない限り、当該製品は特許方法により取得したものとみなされる。ただし、別段の証拠が提示された場合は、製造及び業務上の秘密を保護するとの被告の正当な利益を考慮に入れる。

自己の名称が通常の様態で文学作品に表示される個人、法人又は組織は、別段の証拠がないときは当該作品の作者であるものとみなされ、侵害手続を提起する権利を有する。本段落は、この名称が変名である場合でも、作者が選んだ変名が作者の身元について疑いを差し挟ませるものでないときは、適用される。

上記にいう以外の匿名及び変名による作品の場合は、自己の名称が当該作品に表示される発行者は、別段の証拠がないときは、作者を代理するものとみなされ、この資格において同人は、作者の権利を保護及び執行する権利を有する。本条項の規定は、作者がその身元を明かし、作品の作者としての資格にかかる主張を確立した時に適用されなくなる。

自己の名称が通常の様態で映画作品に表示される者、法人又は組織は、別段の証拠がないときは、当該作品の作者とみなされ、侵害手続を提起する権利を有する。

当事者が自己の主張を裏付けるのに十分な、合理的に利用可能な証拠を提示し、かつ、その主張の実証に関係する証拠であって相手方の管理下にあるものを特定した場合は、人民裁判所は、適切な場合は秘密情報の保護を確保することを条件として、この証拠を相手方が提示すべき旨を命令する権原を有する。かかる手続当事者が、故意に、かつ、十分な理由なしに、合理的な期間内に必要な情報の利用を拒絶し若しくはその他の方法によりかかる情報を提供しないか又は執行措置に関する手続を著しく妨げる場合は、人民裁判所は、情報の利用の拒絶により悪影響をこうむった当事者が提示した苦情又は申立を含め、裁判所に提示され

た情報に基づいて、肯定的又は否定的な予備的又は最終的判断を下す手続を進めることができる。ただし、これらの申立又は証拠に関して聴聞を受ける機会を当事者に与えることを条件とする。

第 121 条第 2 段落に規定するところにより侵害又は不正競争行為が免責される旨を主張する個人、法人又は組織は、かかる事実を証明する義務を負う。この規定は、植物品種権、著作権及び著作隣接権の侵害行為又は本法に定めるその他の違反行為に準用する。

特許又は小特許の侵害は、侵害している旨を申し立てられている主題が、侵害されている旨を申し立てられている特許又は小特許の少なくとも 1 個のクレームの各要素を組み込むか又はインプリメントすることを示す証拠に基づいてのみ証明される。侵害は、侵害することを申し立てられている主題に追加的な要素が存在していること又は侵害されていない特許若しくは小特許にクレームが存在していることによっては否定されない。

商標、団体商標又は証明商標の侵害を申し立てる苦情については、苦情申立人は以下のことを証明しなければならない。

1. 関係標章が外見、称呼又は意味の上で類似していること
2. 関係商標が、同一の、類似の又は関連する商品又はサービスに関するものであること、及び
3. これらの標章の使用は、商品又はサービスの出所、スポンサー若しくは特性に関して消費者に混同若しくは誤認を生じさせ又はその他により苦情申立人の商品又はサービスと侵害者であると申し立てられている者の商品又はサービスとの間に関係があると誤って示す虞があること

### 第 139 条（改訂） 無効及び取消

特許、小特許、意匠登録、商標登録、集積回路配置登録又は植物品種保護証明書が人民裁判所により無効と判断された場合は、科学技術省は、それに応じてかかる知的財産を取り消す。特許又は小特許の場合は、かかる判断においては、その判断が適用される特許又は小特許のクレームを明示する。

### 第 140 条 民事執行にかかる救済

裁判手続においては、原告は人民裁判所に以下のことを請求することができる。

1. 侵害者に侵害を止めるよう命じること
2. 税関手続の停止を命じること
3. 知的財産権の侵害を伴う輸入商品が商業経路に入るのを防ぐために、通関直後に商品の押収を命じること
4. 侵害の確認判決を命じること
5. 補償に適切な損害賠償額を支払うよう侵害者に命じること
6. 権利所有者の経費を支払うよう侵害者に命じること。この経費には適切な弁護士報酬を含めることができる。
7. 侵害していると認められた商品を商業経路に入らないような方法で破棄するか又はその他の方法により処分することを命じること
8. 侵害商品の作成において主として使用された材料及び器具を、一層の侵害の危険を最小限に抑えるような方法で、商業経路の外で処分するよう命じること

7 及び 8 に基づく請求を検討する際、人民裁判所は、侵害の重大性、命じる救済及び第三者の利益の間の釣合を考慮に入れる。

偽造商標商品に関し、不法に付された商標を単に除去することは、当該商品の商業経路への放出を認めるには十分でない。

#### **第 141 条 損害賠償の査定**

人民裁判所は、自己の損失について請求する当事者に補償し、かつ、侵害者又はその他の違反者にその不法な行為からの利益を得させないのに足りる額の損害賠償を定める。人民裁判所は、侵害者が故意にではなく又は知るべき合理的な理由を有することなく侵害活動を行った場合にも、利益の回復及び／又は損害賠償の支払を命じることができる。

#### **第 142 条 情報にかかる権利**

侵害の重大性と釣合がとれない場合を除いて、原告は、裁判所に対し、違反者が、侵害商品又はサービスの生産及び頒布に関わった第三者の身元並びにこれ等の頒布経路について訴訟を提起した当事者に告げることを命じるよう請求することができる。

#### **第 143 条 被告への補償**

被告は、人民裁判所に対し、当該措置を取ることを請求しかつ執行手続を濫用した当事者に、不法に義務を課され又は抑制を受けた当事者に対し当該訴訟に関連する経費を含む補償を支払うよう命じるよう請求することができる。この補償にはかかる濫用のために被った損害にかかる弁護士報酬を含めることができる。

#### **第 144 条 暫定措置**

個人、法人又は組織は、下記のことを行うための迅速かつ効果的な暫定措置を命じるよう人民裁判所に請求する苦情を申し立てることができる。

1. 知的財産権の侵害が発生するのを防止すること
2. 通関直後の輸入品を含む商品が商業経路に入るのを防止すること
3. 申し立てられた侵害に関する関係証拠を保全すること

#### **第 145 条 暫定措置申請の要件**

暫定措置の申請においては、以下のことを行わなければならない。

1. 申請人が権利所有者であること及び申請人の権利が侵害されつつあること又はかかる侵害が急迫していることを十分な確実性をもって裁判所に納得させるための合理的に入手可能な証拠を提供すること
2. 被告を保護しかつ濫用を防止するために十分な保証金又は同等の保証を提供すること
3. 暫定措置を執行する当局による関係商品の同定に必要なその他の情報を提供すること

#### **第 146 条 被告不聴聞の暫定措置**

申請人は、特に、遅延により権利所有者に回復不能の害が生じる虞があるとき又は証拠が破棄されるとの明白な危険があるときは、適切な場合、被告不聴聞の暫定措置を取るよう人民裁判所に請求する申立を行うことができる。

暫定措置が被告不聴聞で取られた場合は、影響をこうむった当事者は、遅くとも当該措置の執行後遅滞なく、通知される。聴聞を受ける権利を含む審査を、被告の請求があったとき、当該措置を修正し、取り消し又は確認するべきか否かを当該措置の通知後合理的な期間内に決定する目的で行う。

#### **第 147 条 暫定措置の審査**

第 144 条及び第 145 条に基づいて取られた仮措置は、被告の請求があったとき、事件の本案に関する決定に導いた手続が、当該措置を命じた人民裁判所が決定する合理的な期間であって 20 就業日又は 31 暦日の何れか長い方を超えないもの間に開始されなかった場合は、取り消され又はその他により効力を失う。

暫定措置が取り消された場合か又は申請人による行為若しくは不作為のために失効した場合又は知的財産権の侵害若しくは侵害の虞がなかったことがその後判明した場合は、人民裁判所は、被告の請求があったとき、当該措置により生じた損害にかかる適正な補償を被告に支払うよう請求人に命じる権原を有する。

#### **第 148 条 (改訂) 知的財産にかかる刑事犯罪**

知的財産に係る刑事犯罪は、第 121 条、第 122 条、第 123 条、第 124 条、第 125 条及び／又は第 126 条の故意の違反である。

## 第 VIII 編 管理及び検査

### 第 1 章 管理

#### 第 149 条（改訂） 知的財産行政機関

政府は、全国において集中的かつ統一的原則により知的財産を管理するものとし、科学技術省に、産業及び商業、農業及び林業、情報、文化及び観光、教育及びスポーツ、公衆衛生、金融各部門及び関係地方行政機関等の関係部門との中央調整機関としての役割を与える。知的財産行政機関には、以下が含まれる。

1. 科学技術省
2. 地方・首都ビエンチャンの科学技術局
3. 地域・地方自治体の科学技術部局

#### 第 150 条（改訂） 科学技術省の権利及び義務

知的財産の管理において、科学技術省は、自らの責務に従って、以下の権利及び義務を有する。

1. 政府による検討を提案するために知的財産活動の発展に伴う政策、戦略、法令を検討すること
2. 政策、戦略及び法令を、実施にかかる計画、プログラム及び詳細なプロジェクトへ策定することにより、それらを実行すること
3. 知的財産活動にかかる規則、決定、通達、勧告及び告示を発出すること
4. 知的財産活動についての公衆の認識を社会において普及させ、広め、かつ、組織化すること
5. 全国の知的財産活動の実施を導き、監視し、かつ、評価すること
6. 知的財産を登録し、かつ、知的財産サービスを提供すること
7. 知的財産登録証明書を発行し又は取り消し及び知的財産サービスを提供する個人、法人若しくは組織にライセンスを発行し又はライセンスを取り消すこと
8. 知的財産権に関する請求、行政紛争を解決すること
9. 知的財産に関する委員会を設立すること
10. 知的財産活動にかかる公務員及び民間の従業者を訓練し、かつ、それらの水準を向上させること
11. 知的財産活動を管理するために、関連部門及び関係地方行政機関との調整を図ること
12. 知的財産活動において、諸外国との調整及び協力を図ること
13. 政府に対して、知的財産活動の実施に関して定期的に要約し、報告すること
14. 法令に定めるところにより、その他の権利及び義務を履行すること

#### 第 151 条（改訂） 地方・首都ビエンチャンの科学技術局の権利及び義務

知的財産の管理において、地方・首都ビエンチャンの科学技術局は、それらの責務に従って、以下の権利及び義務を有する。

1. 知的財産活動にかかる政策、戦略、法令、計画、プログラム及びプロジェクトを実行すること

2. 知的財産活動にかかる政策、戦略、法令及び認識向上を社会に広め、提唱すること
3. 知的財産活動のサービスを提供すること
4. 知的財産活動に関する委員会の設立を提案すること
5. 知的財産活動の実施に関与する部門との調整を図ること
6. 地方・首都ビエンチャンにわたる知的財産活動の実施結果を監督し、検査し、かつ、評価すること
7. 高水準の権原によって付与されるところにより、諸外国との調整及び協力を図ること
8. 科学技術省及び地方・首都ビエンチャンの行政機関に対して、知的財産活動の実施に関して定期的に要約し、報告すること
9. 法令に定めるところにより、その他の権利及び義務を履行すること。

#### **第 152 条（新規） 地域・地方自治体の科学技術部局の権利及び義務**

知的財産の管理において、地域・地方自治体の科学技術部局は、それらの責務に従って、以下の権利及び義務を有する。

1. 知的財産活動発展にかかる政策、戦略、計画、プログラム及びプロジェクトを実行すること
2. 知的財産活動にかかる法令及びその他の立法について認識向上を広め、教育すること
3. 知的財産活動のサービスを提供すること
4. 知的財産活動に関する委員会の設立を提案すること
5. 部門及び知的財産活動の実施に関与するその他の部門との調整を図ること
6. 知的財産活動の実施結果を監督し、検査し、かつ、評価すること
7. 地方・首都ビエンチャンの科学技術局並びに地域、地方自治体及び首都ビエンチャンの行政機関に対して、知的財産活動の実施に関して定期的に要約し、報告すること
8. 法令に定めるところにより、その他の権利及び義務を履行すること

#### **第 153 条（新規） 関係部門又は地方行政機関の権利及び義務**

その他の関係部門及び地方行政機関は、自己の役割の範囲内で、知的財産活動の管理についての調整及び協力において、権利及び義務を有する。

#### **第 154 条（改訂） 知的財産活動について責任を負う公務員に対する禁止事項**

知的財産活動について責任を負う公務員は、以下の行為を禁止される。

1. 責任感を欠如し、かつ、自己の義務を怠ること
2. 義務を不正に履行し又は個人、法人若しくは組織に対し不公平さを示すこと
3. 知的財産情報を所有者の許可を得ないで開示すること
4. 自己の地位、職務、権原を個人、家族又は親族の利益のために濫用すること
5. その他の違法な行動

## **第 2 章 検査**

#### **第 155 条（改訂） 知的財産検査機関**

知的財産検査機関には、以下のものが含まれる。

1. 内部検査機関であって、第 149 条に定める知的財産行政機関と同一である機関
2. 外部検査機関であって、以下のものから構成される機関  
国民議会、地方人民議会、国家監査組織、国家検査機関、政府検査機関、ラオス国家建設戦線、大衆組織及びメディア

#### **第 156 条 検査機関の権利及び義務**

内部及び外部検査機関は、知的財産活動の実施を自らの責任の範囲内で検査する権利及び義務を有する。

#### **第 157 条 知的財産検査の方式**

知的財産の検査は、以下の 3 つの方式で行われる。

1. 通例の検査
2. 予告による不定期な検査
3. 緊急検査

通例の検査とは、計画に従い、特定の期間に行われる検査をいう。

予告による不定期な検査とは、必要に応じた臨時検査を意味し、被検者に予告する。緊急検査とは、被検者に告知しない至急な検査をいう。

#### **第 158 条（改訂） 国境検問所における知的財産検査**

知的財産侵害行為を押さえるために、国境検問所に配置された税関職員は、輸出入商品を検査し、商標、著作権及び著作隣接権を侵害する商品を押収し、かつ、没収する職権上の権利を有する。

#### **第 159 条 他の機関による検査**

他の機関も、特則に定めるその役割に基づいて知的財産検査を行う権利及び義務を有する。



## 第 IX 編 賞罰

### 第 160 条 授賞方針

知的財産の管理及び保護等，本法の上で顕著な業績を挙げた個人，法人又は組織は，規定に従って賞又はその他を授与される。

### 第 161 条 発明者及び創作者にかかる方針

発明及び創作において顕著な業績を挙げた個人，法人又は組織は，規程に従って賞又はその他を授与される。

### 第 162 条 違反者に対する措置

本法に違反した個人，法人又は組織は，場合に応じて，教育又は警告，懲戒処分，罰金，民事補償及び／又は刑事罰を課される。

### 第 162 条 教育又は警告措置

本法に初めて，故意でなく違反し，かつ，500,000 キップ未満の損害を生じさせた個人，法人又は組織は，教育又は警告を受けなければならない。

### 第 164 条（改訂） 懲戒措置

本法，特に，刑事犯罪ではない禁止措置に違反した公務員は，公務員に関する法令に従って，懲戒処分に処される。

### 第 165 条（改訂） 罰金

知的財産法に故意に違反した又は刑事犯罪ではない法令に故意でない違反を犯した個人，法人又は組織は，生じた損害額の 1%の罰金に処される。2 回目に又は反復して故意に違反した個人，法人又は組織は，各違反について生じた損害額の 5%の罰金に処される。

### 第 166 条 民事措置

本法に違反し，他者に損害を与えた個人，法人又は組織は，その損害賠償の責めを負う。

### 第 167 条（改訂） 刑事措置

知的財産権を侵害し，特に，偽造し，欺き，詐欺の不正競争行為を行って，深刻な損害を生じ，偽造商品又は偽造の商標を生産し，販売し，著作権又は著作隣接権及び産業財産保護並びに植物新品種に関する規則を侵害する個人又は法人は，場合に応じて，処罰される。

### 第 168 条 追加措置

第 167 条に定める罰に加えて，違反者は，追加措置，特に，営業ライセンスの停止，撤回，管轄裁判所による最終決定に従う当該犯罪に関わった侵害商品，財産及び機器の押収の対象とすることができる。

## 第 X 編 最終規定

### 第 169 条 施行

ラオス人民民主共和国政府は、本法を施行する責任を負う。

### 第 170 条 施行

本法は、ラオス人民民主共和国国家主席による布告の日から、かつ、ラオス人民民主共和国公報における公告の 15 日後に施行される。

本法は、2011 年 12 月 20 日付の知的財産法 No. 01/NA を置き換える。

本法に相反する規則及び規定は、ここに廃止される。